

鳴門市障がい者計画

第7期鳴門市障がい福祉計画

第3期鳴門市障がい児福祉計画

令和6年3月

鳴門市

※ 本計画においては、「法令や条例等に基づく制度や施設名等の名称」や「法令や他計画の引用」、「組織名」等については「障害」と表記し、それ以外の用語については「障がい」と表記することに努めました。

目次

第1章 はじめに	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 障がい者支援や障がい福祉をめぐる動き	1
3. 国の基本計画について	3
4. 国の基本的な指針について	5
5. 計画の位置づけ	6
6. 計画の期間	7
7. 障がいのある人の定義	7
8. 計画策定に関する経緯	8
9. SDGsについて	10
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	11
1. 障がい者手帳所持者数の推移	11
2. 身体障がい者手帳所持者の状況	12
3. 療育手帳所持者の状況	13
4. 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況	14
5. 精神通院自立支援医療の受給者数の状況	15
6. 難病患者の状況	16
7. サービス利用者の状況	17
8. 市民アンケートの結果概要	18
9. 当事者団体ヒアリング調査・学校ヒアリング調査概要	22
第3章 障がい者計画	25
1. 基本理念	25
2. 施策推進の基本方針	26
3. 基本目標	27
4. 施策体系	28
5. 施策の展開	29
基本目標1. 地域生活への支援	29
(1) 健やかな育ちと生活の支援	29
(2) 生活支援の充実	32
(3) 相談支援体制の充実	34
基本目標2. 生きがい活動の促進	37
(1) 多様な社会参加の促進	37
(2) 就労支援・雇用の充実	39
基本目標3. とともに支え合うまちづくり	41
(1) 障がい者にやさしいまちづくりの推進	41
(2) 安全・安心の確保	43

第4章 第7期障がい福祉計画	45
1. 成果目標について	45
2. 障がい福祉サービスの見込みと確保策	52
3. 地域生活支援事業	60
第5章 第3期障がい児福祉計画	69
1. 成果目標について	69
2. 障がい児福祉サービスの見込みと確保策	72
第6章 計画の推進のために	75
1. 計画の推進体制	75
2. 計画の評価・検証	75
資料編	76
1. 鳴門市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定・評価委員会運営要綱	76
2. 鳴門市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定・評価委員会委員名簿	77

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景・趣旨

我が国における障がい者支援に関する制度や施策の考え方は、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」に大きく影響を受けています。障害者権利条約は、「障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的とした条約で、平成 18（2006）年 12 月 13 日に国連総会において採択されました。我が国は翌年同条約に署名し、批准に向けた国内法の整備が進められました。

平成 23（2011）年に「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という新たな目的が掲げられ、地域社会における共生、差別の禁止（社会的障壁の除去）等の基本原則が規定されました。「障害者」の定義についても、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と改め、心身の障がいそのものが問題なのではなく、障がいにより日常生活や社会生活が妨げられる社会の側に問題があるという「社会モデル」に基づく考え方へと転換が図られました。

このようなさまざまな法整備や制度改革を経て、平成 26（2014）年に条約に批准し、その後も国により障がい福祉の向上に向け、法律の見直しや新たな施策の検討が行われています。

本市では、平成 30（2018）年 3 月に「鳴門市障がい者計画」、令和 3（2021）年 3 月に「第 6 期鳴門市障がい福祉計画・第 2 期鳴門市障がい児福祉計画」を策定し、さまざまな障がい者施策を展開してきました。

上記計画の「第 3 次鳴門市障がい者計画」及び「第 6 期鳴門市障がい福祉計画・第 2 期鳴門市障がい児福祉計画」について計画期間が令和 5（2023）年度で終了することから、本市の障がい福祉施策のさらなる推進と充実を標榜するとともに、今後の障がい福祉サービス等の提供に係る基本方向と見込みを改定する必要があります。

障がいの重度化や重複化、障がいのある人や家族の高齢化等に伴い、福祉サービスのニーズも多様化・複雑化していることから、障がいのある人を取り巻く状況の変化や国の新たな動きを踏まえ、令和 6（2024）年度を初年度とする「鳴門市障がい者計画・第 7 期鳴門市障がい福祉計画・第 3 期鳴門市障がい児福祉計画」を策定します。

2. 障がい者支援や障がい福祉をめぐる動き

我が国においては、平成 18（2006）年の「障害者自立支援法」の施行により、身体・知的・精神の障がい種別により異なっていたサービス体系が一元化されました。その後、利用者負担額の見直しや障がいのある人の範囲の見直し等が行われるなか、平成 25（2013）年には新

たに「障害者総合支援法」が施行されました。この法律により「地域における共生の実現」という理念の導入に加え、難病等をサービス対象とする等が定められました。

さらに、平成 24（2012）年 10 月には「障害者虐待防止法」、平成 28（2016）年 4 月には「障害者差別解消法」、同年 5 月には「成年後見制度利用促進法」が施行される等、障がいのある人への意思決定支援と権利擁護が進められてきました。平成 28（2016）年には、発達障がいのある人への支援をより一層充実させることを目的に「発達障害者支援法」の改正法が施行されました。平成 30（2018）年度からは「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、地方自治体において障がい児福祉計画の策定が義務づけられるとともに、障がいのある人の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築、障がいのある子どもに対するサービス提供体制の計画的な構築等が求められるようになりました。

また、令和元（2019）年の「読書バリアフリー法」施行、令和 2（2020）年の「障害者雇用促進法」の改正法施行、令和 3（2021）年の「医療的ケア児支援法」の施行、令和 4（2022）年の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行、令和 5（2023）年の改正障害者雇用促進法の一部施行、令和 6（2024）年の改正障害者差別解消法の施行等、障がい者支援や障がい福祉の充実に向けた取り組みが行われています。

《近年の国の動き》

年	近年の主な動き
平成28（2016）年	障害者差別解消法の施行（4月1日） 改正障害者雇用促進法の施行（4月1日） 成年後見制度利用促進法の施行（5月13日） 改正発達障害者支援法の施行（8月1日）
平成30（2018）年	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法の施行（4月1日） 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行（6月13日） 障害者基本計画（第4次計画）の策定
令和元（2019）年	読書バリアフリー法の施行（6月28日）
令和2（2020）年	改正障害者雇用促進法の施行（4月1日） 改正バリアフリー法の一部施行（6月19日）
令和3（2021）年	医療的ケア児支援法の施行（9月18日）
令和4（2022）年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行（5月25日）
令和5（2023）年	障害者基本計画（第5次計画）の策定 改正障害者雇用促進法の一部施行（4月1日）
令和6（2024）年	改正障害者差別解消法の施行（4月1日） 改正障害者雇用促進法の一部施行（4月1日）

3. 国の基本計画について

(1) 障害者基本計画（第5次）の概要

国では、障害者基本法第11条に基づき「障害者基本計画（第5次）」（計画期間：2023～2027年度）を策定し、障がい者施策の最も基本的な計画として位置づけています。

本市においても国の動向を踏まえ、障がい者施策の充実に向けた取り組みに努めることとします。

障害者基本計画（第5次）の概要

《基本理念》

障害の有無にかかわらず、全ての国民が人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

《各分野に共通する横断的視点》

1. 条約の理念の尊重及び整合性の確保
2. 共生社会の実現に資する取組の推進
3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
4. 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
5. 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進
6. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

《施策の円滑な推進》

1. 連携・協力の確保
2. 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

《各分野における障害者施策の基本的な方向》

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

(2) 障害者基本計画（第5次）で追加・充実された項目や視点（概要）

■障害者基本計画(第5次)について基本的な考え方

- ◎「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標）の理念
- ◎「障害者差別解消法改正法」に関する、事業者に対する合理的配慮の提供を義務付け、行政機関相互間の連携強化、障がい者を理由とする差別を解消するための支援措置強化
- ◎社会のあらゆる場面でのアクセシビリティ向上
- ◎「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備を促進するための各種取り組みの推進
- ◎総合的かつ分野横断的な支援として「ヤングケアラーへの支援」の追加

■各分野における障がい者施策の基本的な方向

- ◎虐待の早期発見や防止に向けた取り組み
- ◎強度行動障がい者を有する者の支援に関する研修の実施の支援体制整備
- ◎どの相談窓口等でも対応されないという事案が生じない取り組みの推進
- ◎ソフト面、ハード面からのバリアフリー化
- ◎情報アクセシビリティの向上に向けたICT機器の利活用の推進や支援
- ◎心身の障がい等により制限を付している法令の規定（相対的欠格条項）の見直し
- ◎医療的ケア児支援センターが各種支援や研修の実施等を推進
- ◎障がい児における、こどもの意思決定支援等に配慮した必要な支援の推進
- ◎学校教育における障がいのある幼児児童生徒及び学生に対する支援の推進
- ◎公立小・中学校施設の令和7年度末までの緊急かつ集中的なバリアフリー化の整備
- ◎障がい者の文化芸術活動に対する支援、障がい者の優れた芸術作品の展示等の推進
- ◎地方公共団体における障がい者による文化芸術活動に関する計画策定の促進

4. 国の基本的な指針について

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）は、障害者総合支援法第 87 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 19 の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されます。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、国が示す基本指針に即して市町村及び都道府県が作成すると規定されているため、本市では令和 5 年に改正された基本指針に沿って策定することとします。

基本指針の概要（厚生労働省通知：令和 5 年 5 月 19 日）

《基本的理念》

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援
6. 障害福祉人材の確保・定着
7. 障害者の社会参加を支える取組定着

《障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方》

1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
2. 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進
5. 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
6. 依存症対策の推進

《相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方》

1. 相談支援体制の充実・強化
2. 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
3. 発達障害者等に対する支援
4. 協議会の活性化

《障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方》

1. 地域支援体制の構築
2. 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
3. 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
4. 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
5. 障害児相談支援の提供体制の確保

5. 計画の位置づけ

○ 鳴門市障がい者計画【6 か年計画】

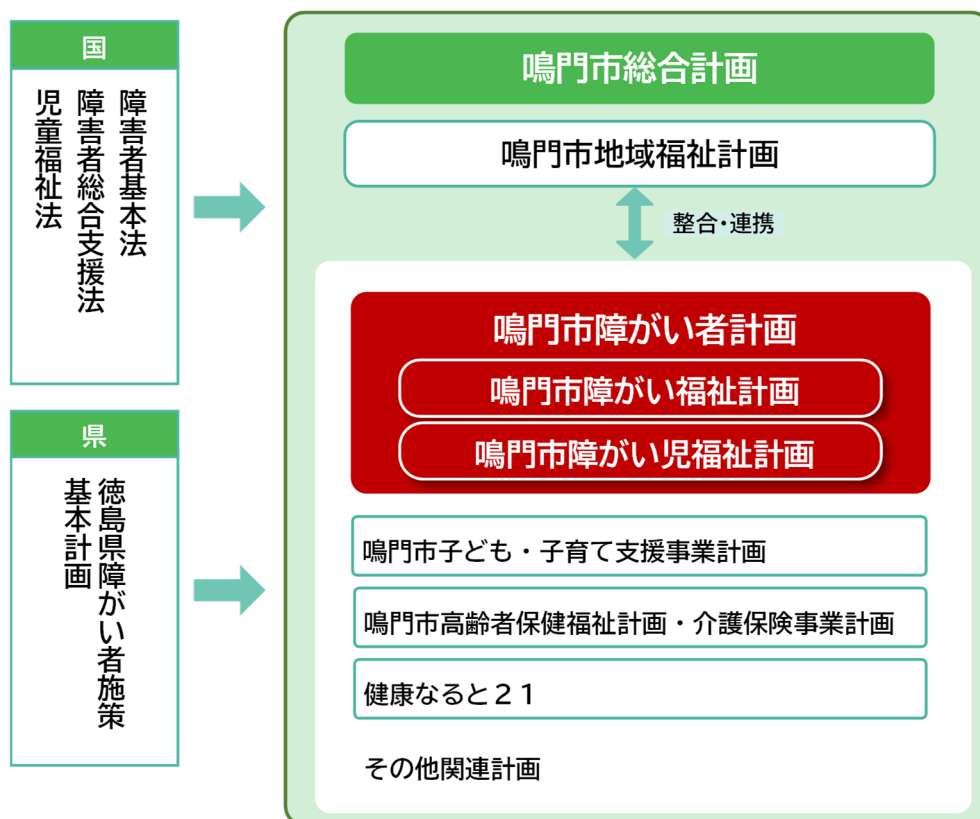
本市で言う「障がい者計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者施策全般の理念や基本的な方針等を定める計画です。

○ 鳴門市障がい福祉計画【3 か年計画】

本市で言う「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国の基本指針に基づき本市の障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

○ 鳴門市障がい児福祉計画【3 か年計画】

本市で言う「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする計画です。



6. 計画の期間

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
総 合 計 画	第7次総合計画					
地 域 福 祉 計 画	第2期地域福祉計画				第3期地域福祉計画	
障 害 者 計 画	障がい者計画					
障 害 福 祉 計 画	第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画		
障害児福祉計画	第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画		
子ども・子育て 支 援 事 業 計 画	第2期計画	第3期計画				
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第9期計画			第10期計画		

7. 障がいのある人の定義

本計画における「障がいのある人」という用語については、障害者基本法第2条で定められる「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」人を総称することとします。

また、発達障害者支援法に規定される自閉スペクトラム症、アスペルガー症候群、その他の広汎性の発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等のいわゆる発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人、難病の人についても本計画の対象者としてします。

障がいのある人が地域のなかで安心して暮らし続けるため、身近な支え合いから専門的な支援まで、重層的な連携支援体制の構築が必要です。地域の住民組織、民生委員・児童委員やボランティア、当事者同士やその家族等の支え合いを軸に、行政、市社会福祉協議会、福祉事業者や福祉関係団体等による相談支援や障がい福祉サービスの提供、相互の機能連携による見守りの充実や、より専門的な機関へのつなぎ等、障がいのある人にかかわる多様な主体が連携・協力することにより、障がいのある人の地域での暮らしを支援します。

8. 計画策定に関する経緯

(1) 各種調査

①市民向けアンケート

市民の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるため、市民向けのアンケートを実施しました。

実施時期：令和4年12月

対 象 者：18歳以上の障がい者対象 1,754人（回答数 733／回答率 41.8％）

18歳未満の障がい児対象 346人（回答数 141／回答率 40.8％）

市民意識調査 700人（回答数 241／回答率 34.4％）

②事業所アンケート

日頃から障がいのある人に対してさまざまな活動をしている団体や支援施設・事業所に対して、活動状況や活動から見えてくる課題、今後の展望等について、アンケートを実施しました。

実施時期：令和4年12月

対 象：市内の当事者団体、ボランティアグループ・市内の障がい者支援施設・支援事業所、相談支援事業所

※34団体から回答あり。

③庁内障がい福祉施策進捗状況等調査

現行計画に基づく各課の取り組み状況及び次期計画期間に対する障がい者（児）福祉の取り組みの意向調査を実施しました。

実施時期：令和5年6月

対 象：全庁に対して実施

④関係機関アンケート

各関係機関における障がい者（児）支援の課題や取り組み、本市における障がい福祉施策への意見・要望等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

実施時期：令和5年6月

対 象：県内の特別支援学校、鳴門公共職業安定所、市社会福祉協議会

(2) 計画策定の経緯

時期	項目	内容
令和5年 7月27日	第1回 策定・評価委員会	・委員長、副委員長選出 ・諮問 ・鳴門市の新たな計画策定に向けて ・鳴門市の現状と課題の整理 ・今後の方向性について
8月～9月	当事者団体及び学校 ヒアリング調査	・当事者団体を対象としたグループインタビュー形式でのヒアリング調査 ・市内小中学校へのヒアリング調査
9月29日	第2回 策定・評価委員会	・計画原案の審議（障がい者計画）
12月1日	第3回 策定・評価委員会	・計画原案の審議（障がい福祉計画・障がい児福祉計画） ・原案の承認
12月8日	議会への素案説明	・生活福祉委員会
令和6年 1月5日～ 2月5日	パブリックコメント の実施	・計画素案に関する市民の意見募集
1月23日	鳴門市地域自立支援 協議会（全体会）	・計画の進捗状況の報告 ・計画策定に向けた意見聴取
2月	第4回 策定・評価委員会	・パブリックコメント結果報告 ・最終案への承認 ・答申

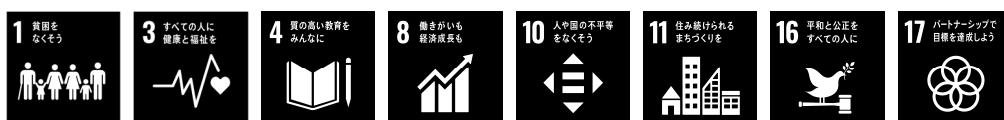
9. SDGsについて

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12 (2030) 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

我が国でも積極的に取り組まれており、本市のあらゆる施策・事業においても SDGs を意識した取り組みを推進しています。



《障がい者福祉施策と特に関連が深いSDGs》



1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4. すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1. 障がい者手帳所持者数の推移

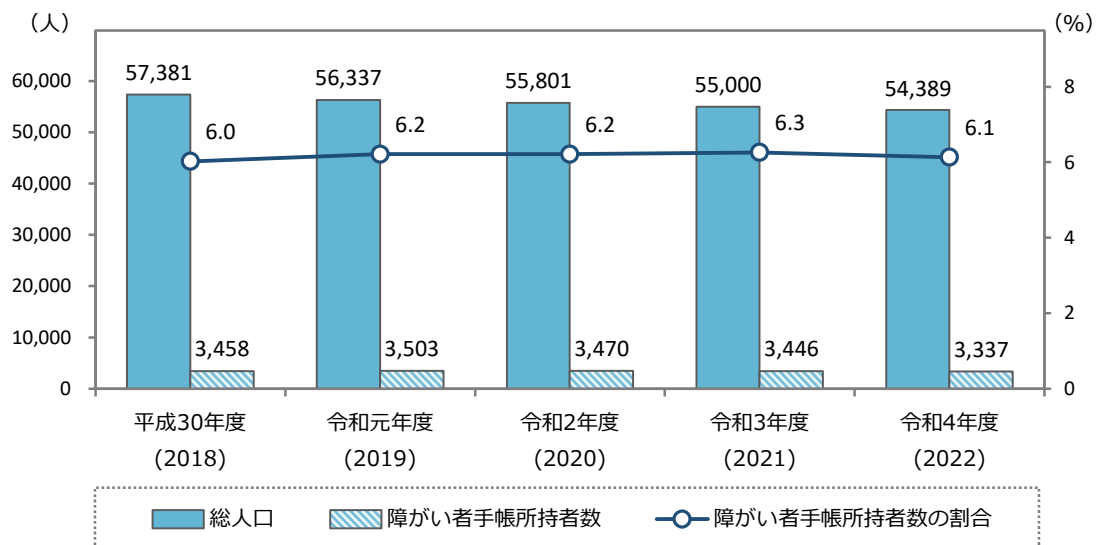
令和5年3月31日現在、障がい者手帳所持者数は、3,337人となっており、人口（令和5年3月31日時点）の6.1%となっています。

障がい別では、身体障がい者手帳所持者が2,165人、療育手帳所持者が605人、精神障がい者保健福祉手帳所持者が567人となっています。

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
総人口	人	57,381	56,337	55,801	55,000	54,389
身体障がい者手帳	人	2,435	2,415	2,379	2,305	2,165
	割合	4.2%	4.3%	4.3%	4.2%	4.0%
療育手帳	人	560	577	585	596	605
	割合	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%
精神障がい者保健福祉手帳	人	463	511	506	545	567
	割合	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%
3障がい合計	人	3,458	3,503	3,470	3,446	3,337
	割合	6.0%	6.2%	6.2%	6.3%	6.1%

資料：鳴門市（各年度末現在）

◆総人口と障がい者手帳所持者数の推移◆

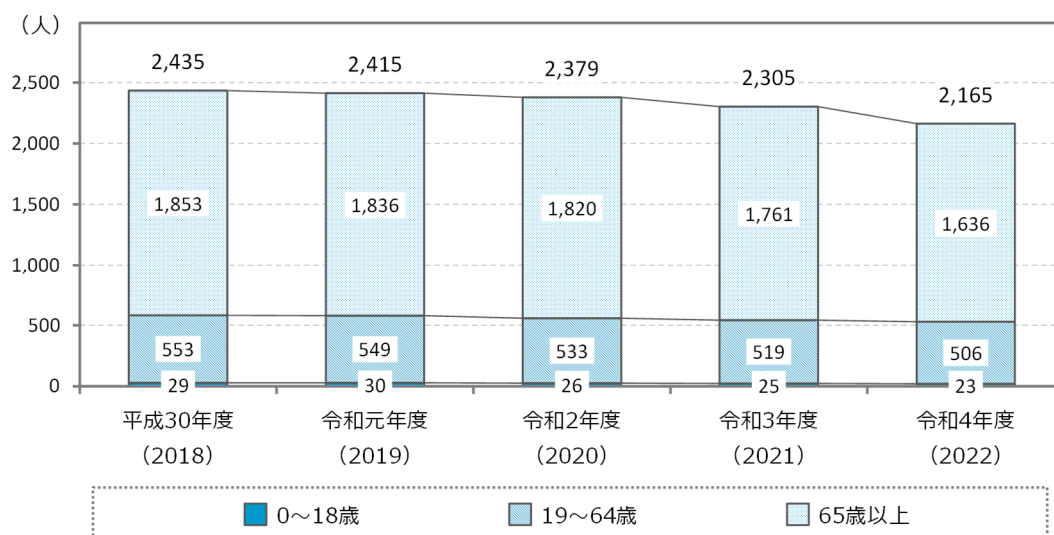


資料：鳴門市（各年度末現在）

2. 身体障がい者手帳所持者の状況

令和5年3月31日現在、身体障がい者手帳所持者は「65歳以上」が1,636人(75.6%)と最も多く、次いで、「19～64歳」が506人(23.4%)、「0～18歳」が23人(1.1%)となっています。

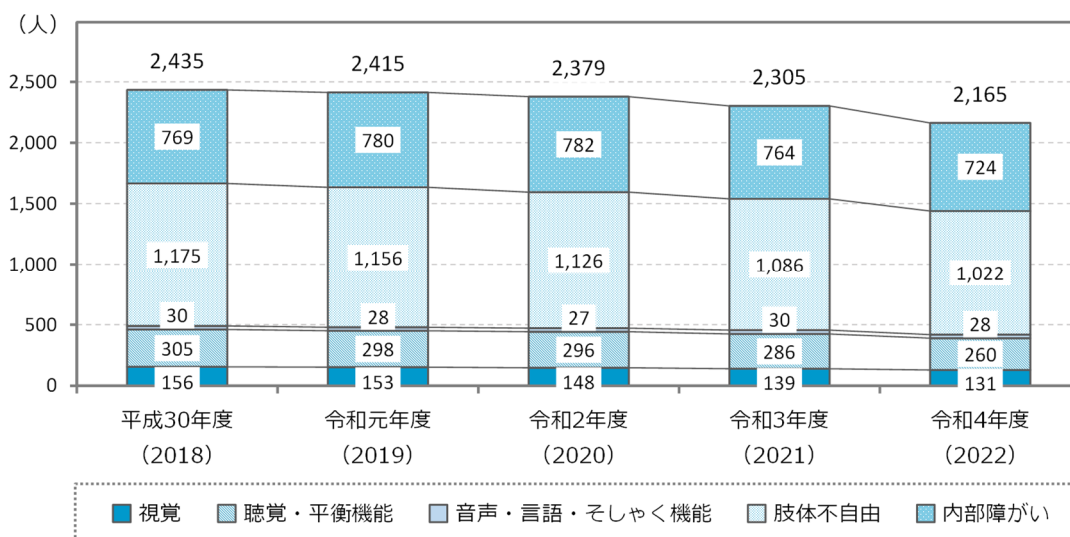
◆年齢階層別身体障がい者手帳所持者の推移◆



資料：鳴門市（各年度末現在）

部位別では、令和5年3月31日現在、「肢体不自由」が1,022人(47.2%)と最も高く、次いで「内部障がい」が724人(33.4%)、「聴覚・平衡機能」が260人(12.0%)となっています。

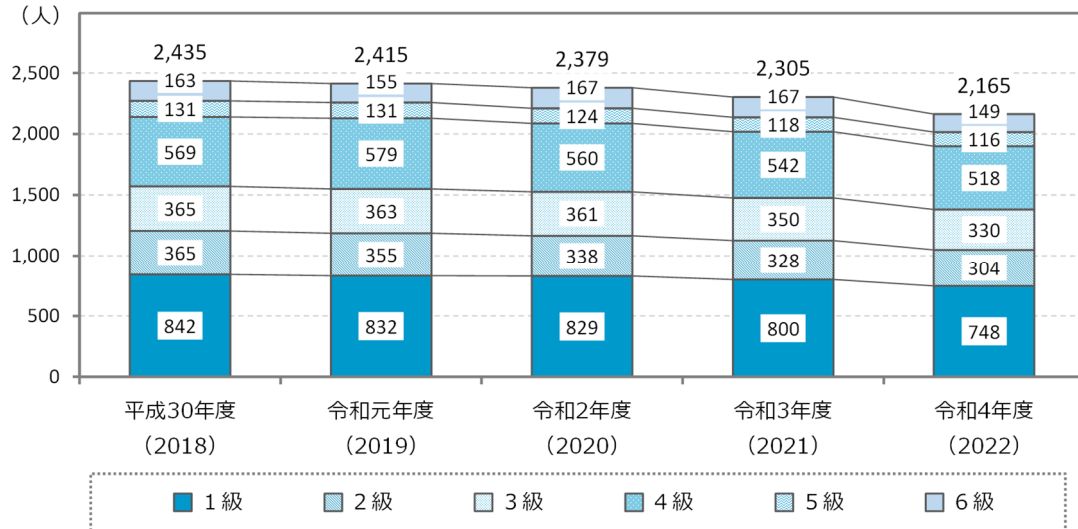
◆部位別身体障がい者手帳所持者の推移◆



資料：鳴門市（各年度末現在）

等級別では、令和5年3月31日現在、「1級」が748人（34.5%）と最も高く、次いで「4級」が518人（23.9%）、「3級」が330人（15.2%）となっています。

◆等級別身体障がい者手帳所持者の推移◆

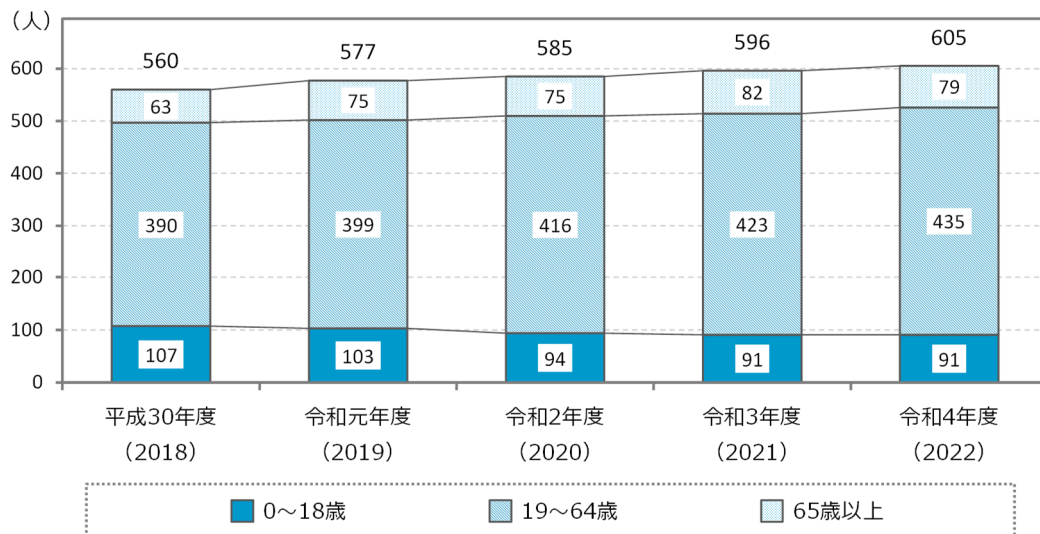


資料：鳴門市（各年度末現在）

3. 療育手帳所持者の状況

令和5年3月31日現在、療育手帳所持者は「19～64歳」が435人（71.9%）と最も多く、次いで、「0～18歳」が91人（15.0%）、「65歳以上」が79人（13.1%）となっています。

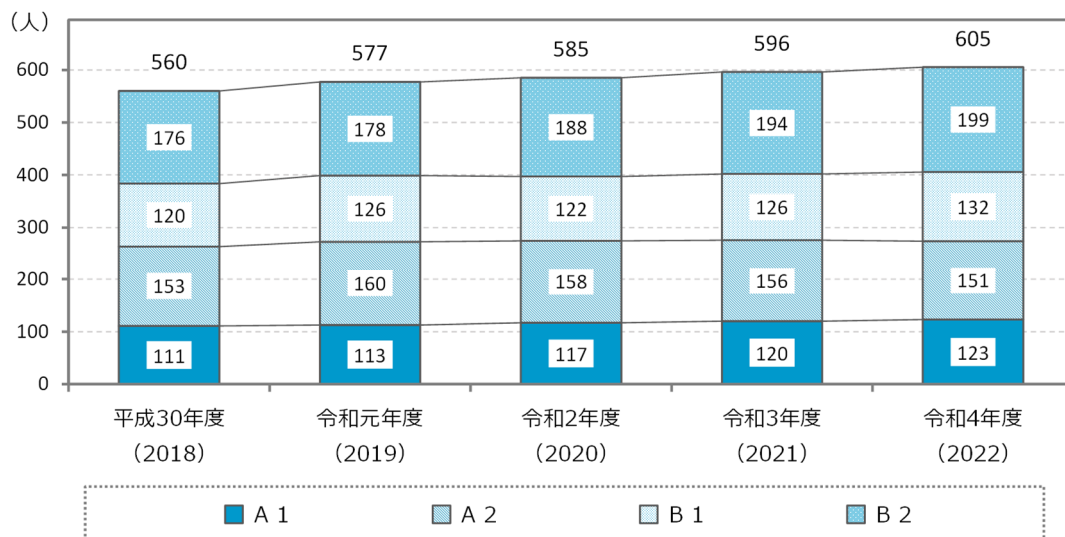
◆年齢階層別療育手帳所持者の推移◆



資料：鳴門市（各年度末現在）

等級別では、令和5年3月31日現在、「B2」が199人（32.9%）と最も高く、次いで「A2」が151人（25.0%）、「B1」が132人（21.8%）となっています。

◆等級別療育手帳所持者の推移◆

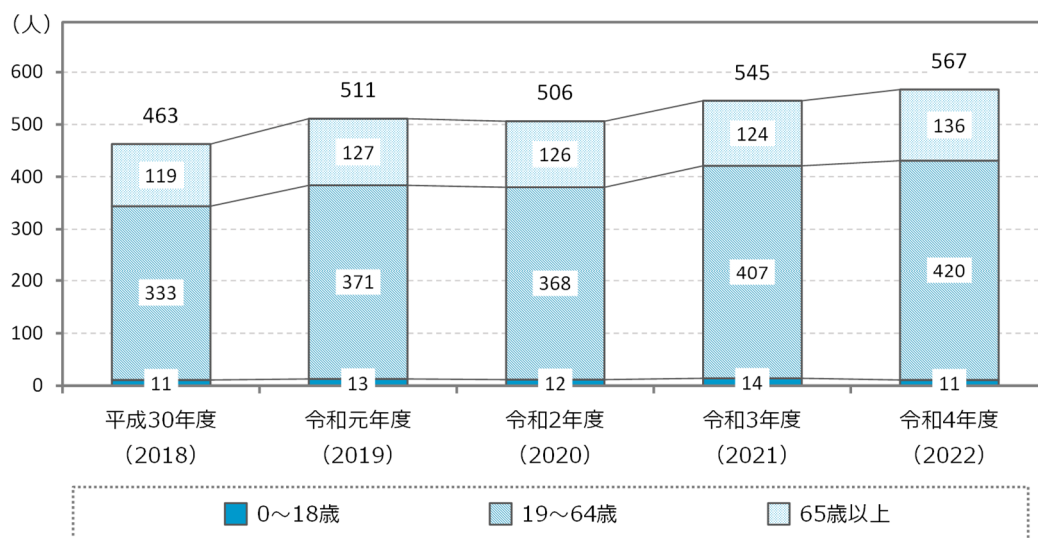


資料：鳴門市（各年度末現在）

4. 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

令和5年3月31日現在、精神障がい者保健福祉手帳所持者は「19～64歳」が420人（74.1%）と最も多く、次いで、「65歳以上」が136人（24.0%）、「0～18歳」が11人（1.9%）となっています。

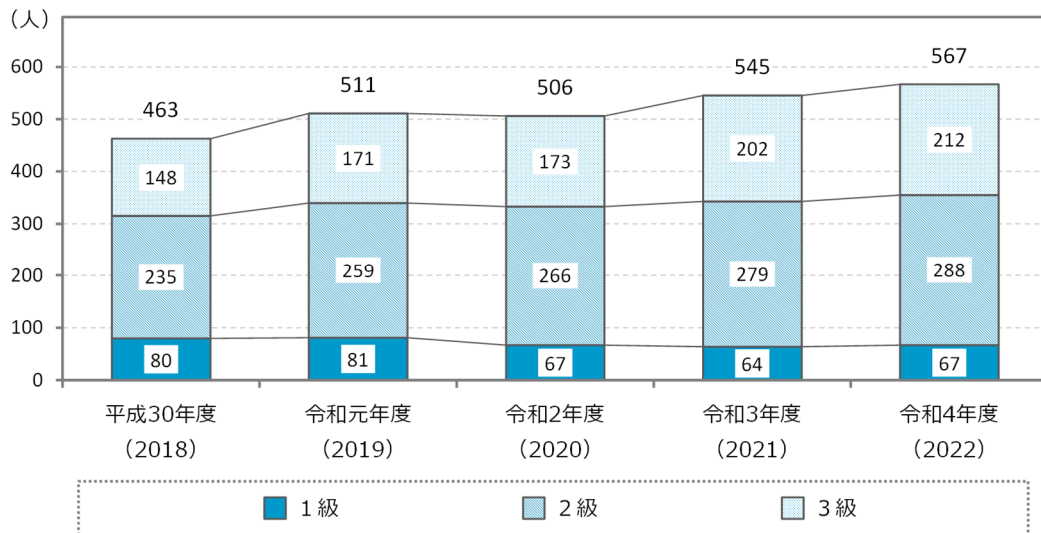
◆年齢階層別精神障がい者保健福祉手帳所持者の推移◆



資料：鳴門市（各年度末現在）

精神障がい者保健福祉手帳所持者を等級別で見ると、令和5年3月31日現在、「2級」が288人（50.8%）と最も高く、次いで「3級」が212人（37.4%）、「1級」が67人（11.8%）となっています。

◆等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者の推移◆

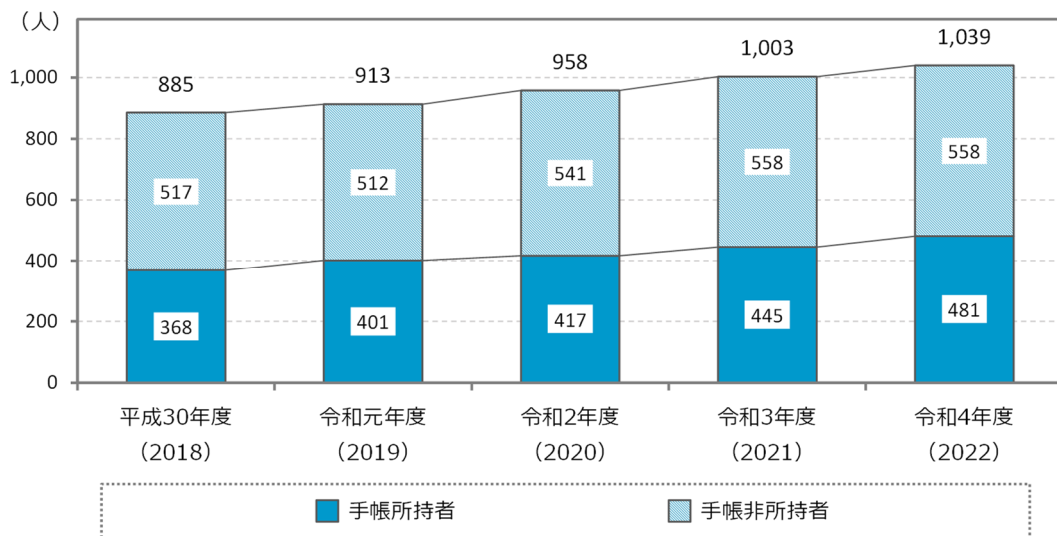


資料：鳴門市（各年度末現在）

5. 精神通院自立支援医療の受給者数の状況

令和5年3月31日現在、精神通院自立支援医療費受給者数は1,039人で、近年は増加しています。

◆精神通院自立支援医療の受給者数の推移◆

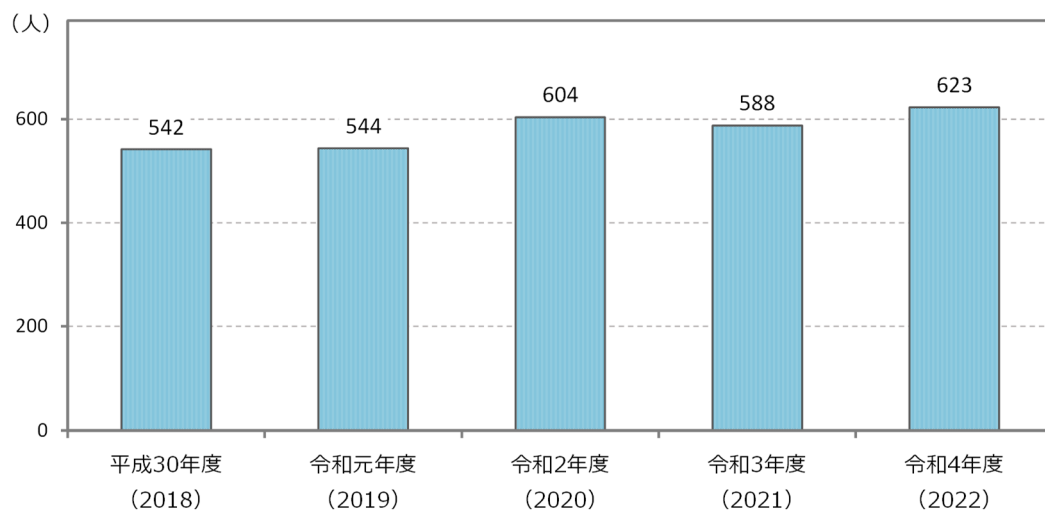


資料：鳴門市（各年度末現在）

6. 難病患者の状況

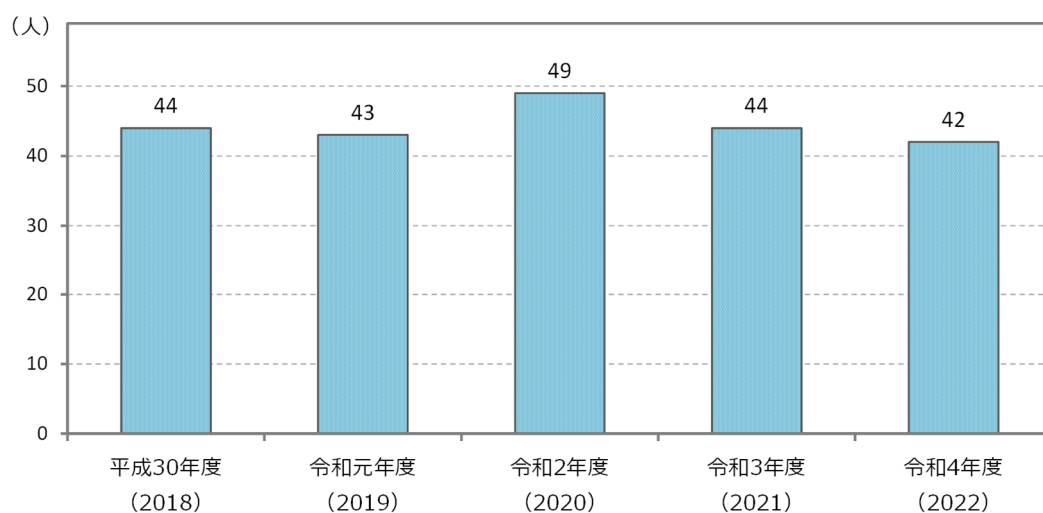
令和5年3月31日現在、指定難病医療費助成制度対象者数は623人、小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数は42人となっています。

◆指定難病医療費助成制度対象者数の推移◆



資料：鳴門市（各年度末現在）

◆小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数の推移◆



資料：鳴門市（各年度末現在）

7. サービス利用者の状況

(1) 障がい支援区分の認定状況

障害者総合支援法の障がい支援区分は、区分1～6となっています。令和5年4月1日現在の認定者実績は365人で、総数として実績値は増加傾向にあり、今後も増加していくことが見込まれます。

障がい支援区分		単位	実績		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
低い ↑ 支援の 必要度 ↓ 高い	1	人	16	14	14
	2	人	77	92	98
	3	人	49	49	54
	4	人	45	46	43
	5	人	56	45	48
	6	人	94	105	108
合計		人	337	351	365

各年度4月1日現在

(2) 障がい福祉サービス支給決定者

障がい福祉サービス支給決定者数は令和5年4月1日現在562人です。実績値は増加傾向にあるため、今後も増加していくことが見込まれます。

項目	単位	実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者	人	544	545	562

各年度4月1日現在

(3) 地域生活支援事業支給決定者

地域生活支援事業支給決定者数は令和5年4月1日現在109人です。実績値は微増でしたが増加傾向にあるため、今後も増加していくことが見込まれます。

項目	単位	実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者	人	107	109	109

各年度4月1日現在

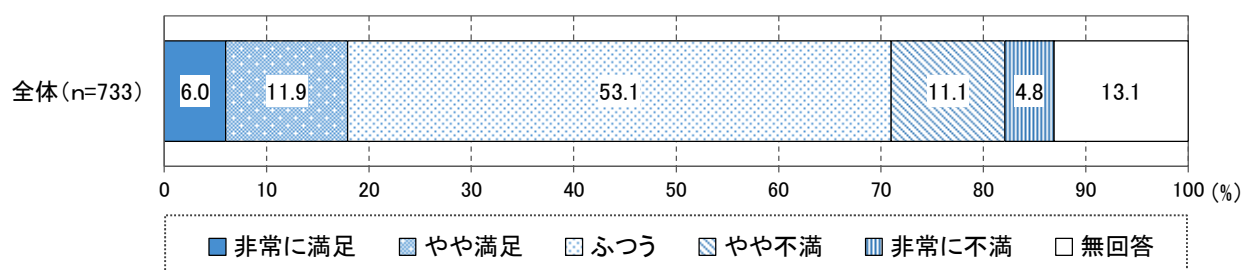
8. 市民アンケートの結果概要

(1) 市の障がい福祉の取り組みについての満足度

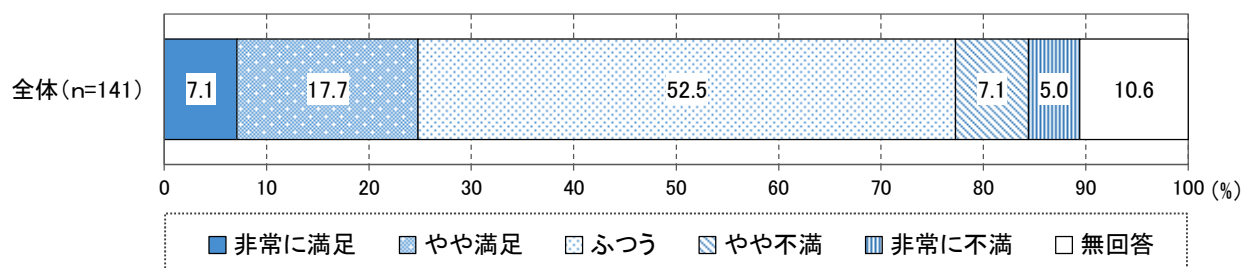
市の施策の満足度について、18歳以上の障がい者対象アンケートにおいては、“非常に満足+やや満足”は17.9%、“やや不満+非常に不満”は15.9%となっており、18歳未満の障がい児対象アンケートにおいては、“非常に満足+やや満足”は24.8%、“やや不満+非常に不満”は12.1%となっています。

いずれのアンケートも、「満足」が「不満」を上回る結果となっていますが、10%以上の人が本市の施策に何らかの不満を感じていることを重く受け止め、課題解決に向け、今後の施策を展開する必要があります。

○18歳以上の障がい者対象アンケート



○18歳未満の障がい児対象アンケート

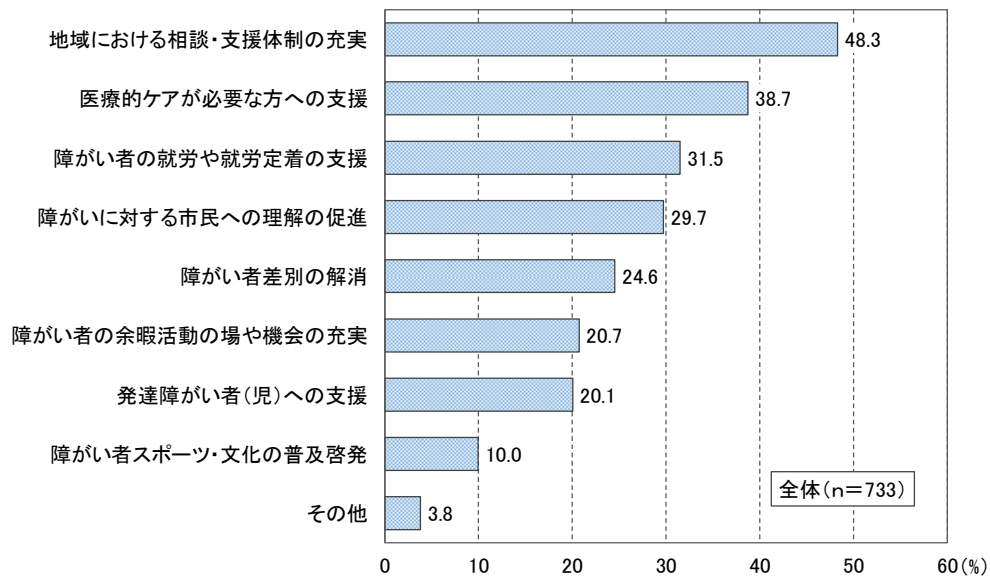


(2) 障がい福祉に関して優先すべき市の施策

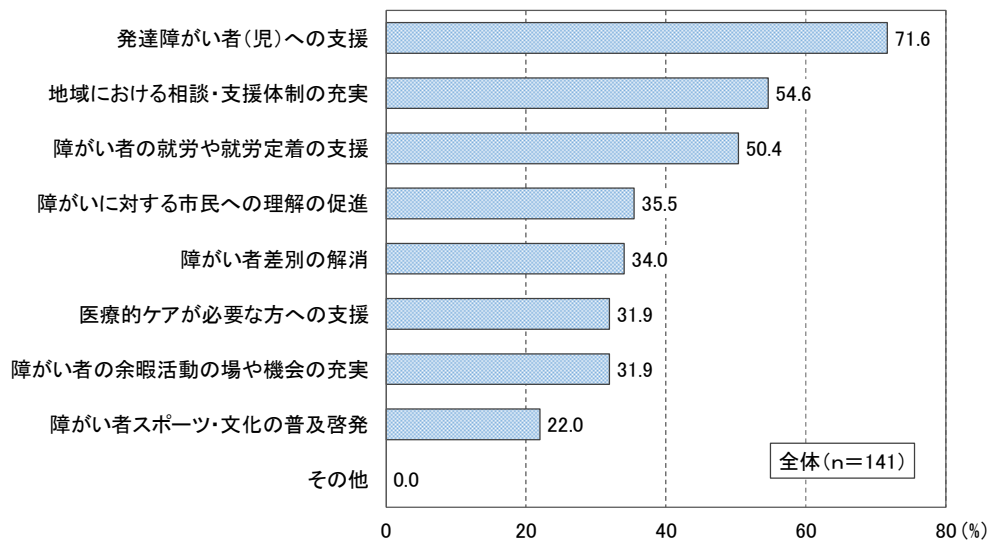
優先すべき施策では、いずれの市民アンケートにおいても、相談・支援体制の充実を求める声が多く、このほか、発達障がい者（児）への支援、医療的ケアに関する支援、就労に関する支援、「障がい」に対する市民への理解の促進を求める声も多くの回答を得ました。

これらの点に着目して、障がい福祉施策の満足度の向上に努める必要があります。また、障がいのある人を単に支援を受ける「客体」として捉えるのではなく、支援を受けつつ自らの決定に基づき社会に参加する「主体」として捉えながら、施策を展開する視点も必要とされます。

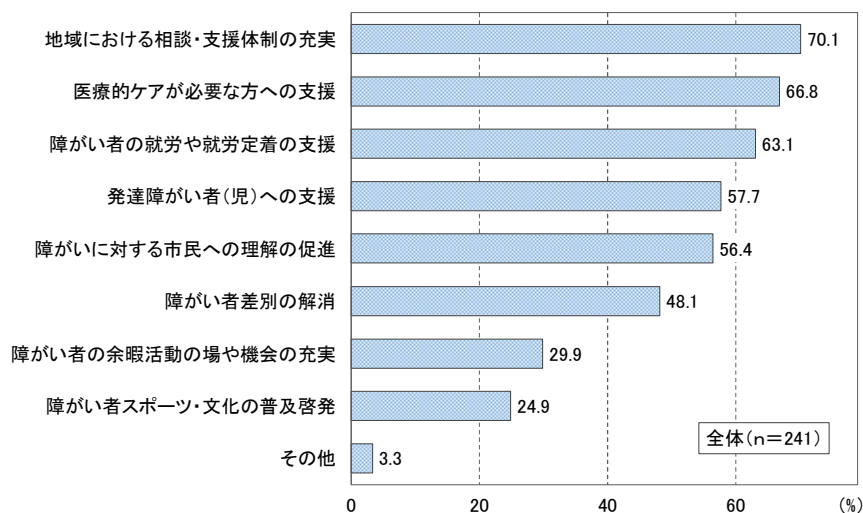
○18歳以上の障がい者対象アンケート



○18歳未満の障がい児対象アンケート



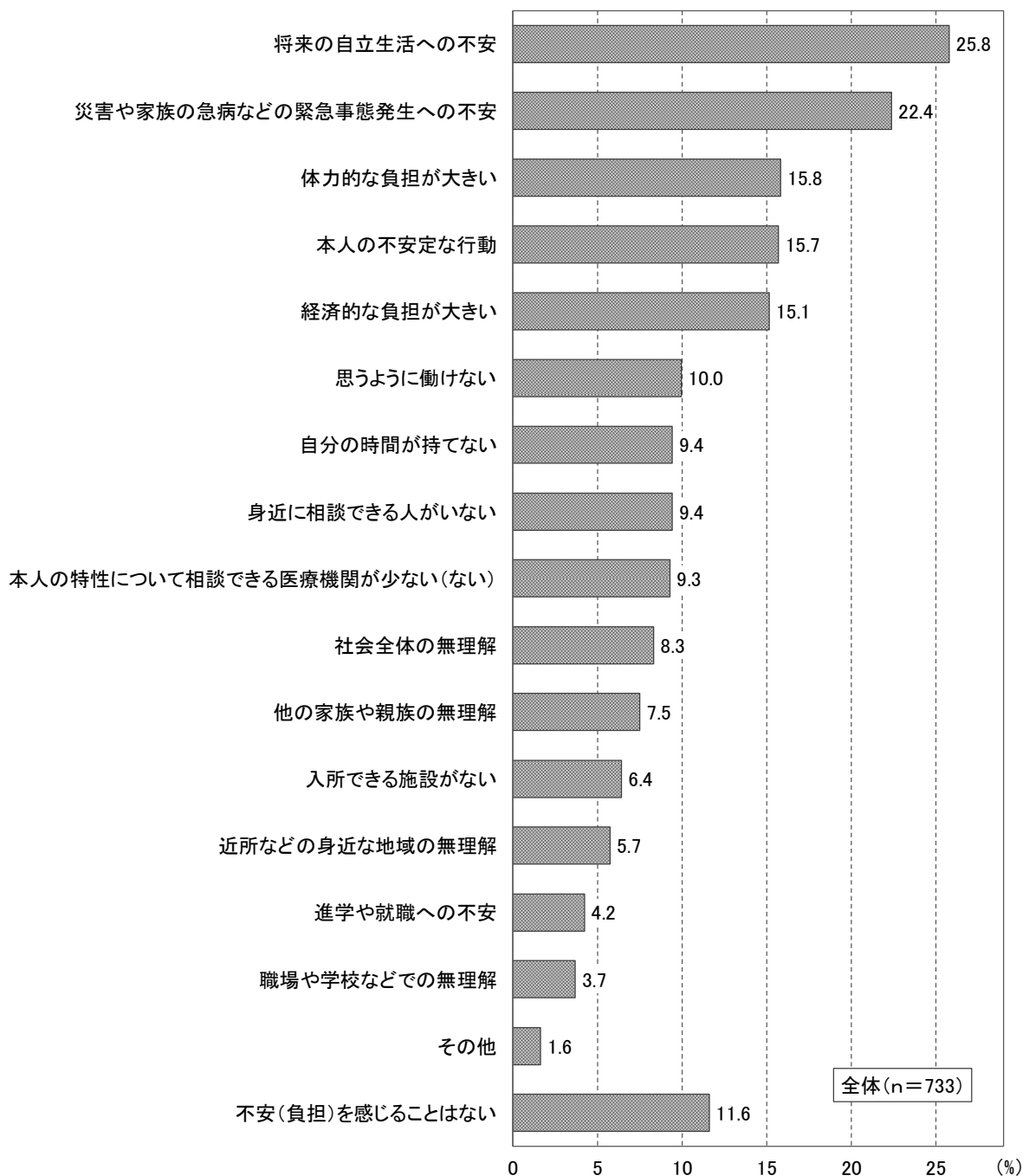
○市民意識調査



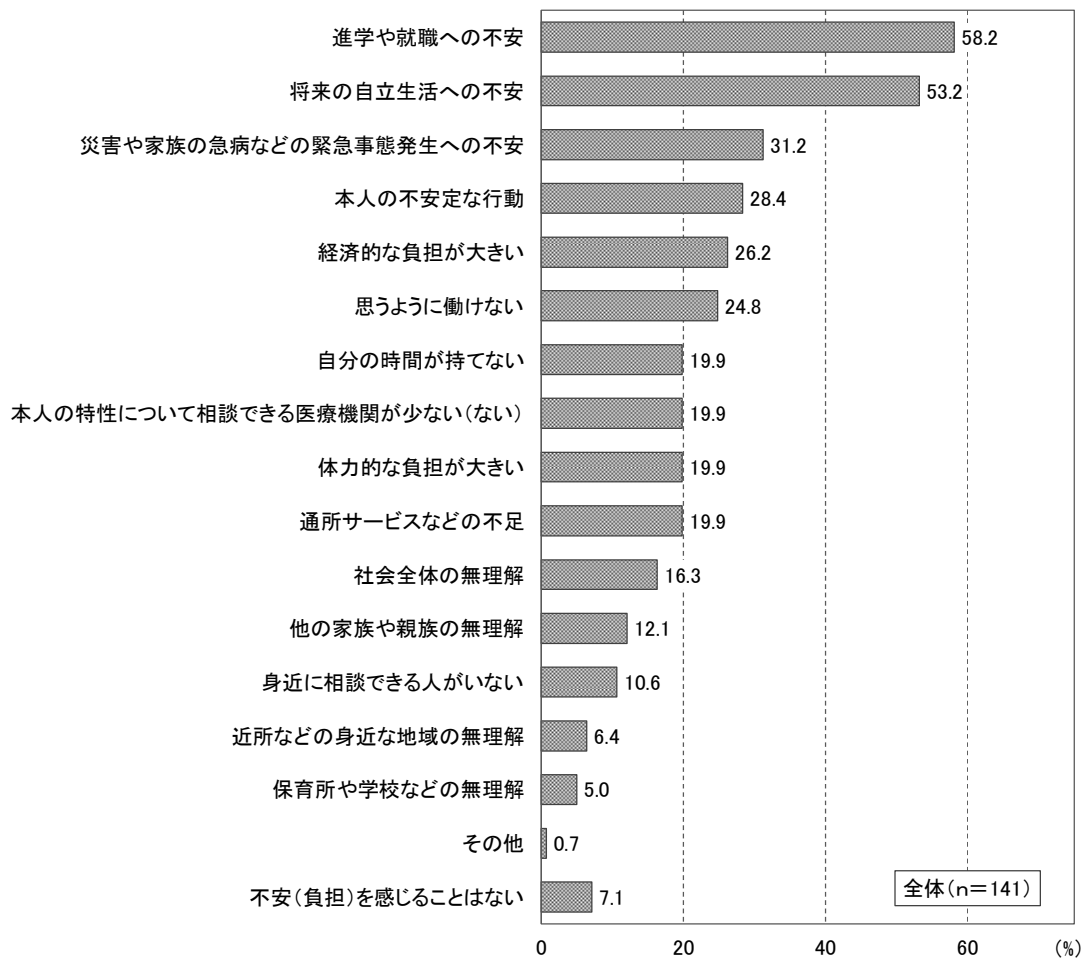
(3) 家族や介護者が不安に感じていること

家族や介護者が抱える不安等について、進学や就職、将来の自立生活の割合が高くなっており、緊急事態発生への不安や思うように働けない等も上位に挙げられています。身近な支え合いから専門的な支援まで、重層的な連携支援体制のもとに、介護者の不安や負担等を和らげられ、障がいのある人が個性や能力を発揮できる社会の実現に向けて取り組みを進める必要があります。

○18 歳以上の障がい者対象アンケート



○18 歳未満の障がい児対象アンケート



9. 当事者団体ヒアリング調査・学校ヒアリング調査概要

(1) 当事者団体ヒアリング調査

■障がい福祉サービスの課題

- ・ 生活介護・就労継続支援等にサービスが分けられたことで、障がいの特性や個々の能力に応じた柔軟な対応が取りにくくなっている（障害者自立支援法以前の制度では、仕事・余暇活動・休憩等がバランス良く提供されていた。）。
- ・ 障がいの程度や重複によって、できないと決めつけられる（サービス提供を断られる）。能力があるのに活かさない人がいる。
- ・ 通所事業所の中には在宅での支援を進めている事業所もあるが、重度障がいのある人は、結局家族がそばで支援していないと成り立たない。
- ・ 障がいのある人を支援・介護する家族を支える制度が欲しい。
- ・ 通所事業所での活動が終わった後の時間を支援してくれるサービスがあれば、保護者の負担が軽減される（日中一時支援は、通所事業所と同じ事業所でないと、利用できないのが現実。）。
- ・ 支援員・ヘルパーの育成に力を入れてほしい。
- ・ ショートステイは、複数の事業所と契約していても、本人が急な変更や慣れていない施設の利用ができないので、いつも利用している施設が利用できないと、結局、家族が見るしかないのが負担。

■障がいのある子どもへの支援

- ・ 通所施設への送迎に困っている。移動するための手段としての支援が必要（移動支援サービスは通勤通学に使えないのは、どうにかならないか？）。
- ・ 母親が子どもと同じ時間を過ごさざるを得ないので自分のために使えない。親が働きたくても働けない。ケアラー支援が欲しい。
- ・ 横のつながりを作る機会がない。問題を抱え込む孤独な親を作らないように、グレーゾーンの子どもがいる親のつながる機会が必要。
- ・ 勉強会や講演会、親の会などに参加したくても、その間、子どもを見てもらう必要があり、参加できない。
- ・ 「障がい」という言葉をほかに言い換える言葉はないのか？その言葉に躊躇する親もいる。

■相談支援について

- ・ 相談支援専門員は人が少なくオーバーワークなのはわかる。障がいのある人にとって

は命綱なので、処遇改善、人材育成に力を入れてほしい。

- ・ 「鳴門市基幹相談支援センター」（以下「基幹相談支援センター」といいます。）の機能を充実・拡充をするべき。
- ・ 就学後や卒業後も一貫して相談支援を受けられる機関が必要。就学前の保健師のように行政の相談員が就学以降も訪問相談を継続してほしい。
- ・ 障がい者相談員として相談があったら、必要な情報を伝え、市役所等につないでいるが、相談員間の情報共有や連携ができるよう、研修会や連絡会のような機会があると良い。

■情報発信や広報について

- ・ 福祉サービスに関する情報の発信が少ない。初めてサービスを利用する人や県外からの転入した人が福祉サービスの情報を取得しにくい。
- ・ 保健師さんが健診に回るときに発達相談のチラシを配ってもらいたい。
- ・ 団体の活動や市内の事業所等での活動を少しでも広報の記事に載せてほしい。

■団体活動について

- ・ 現在、本団体で委託を受けているレスパイト事業は運用するのは保護者である。以前は大学生等のボランティアもいたが、現在はそうした人材を見つけるのも困難な状況である。
- ・ 鳴門市の身体障がいの当事者団体は、複数に分離しており、公的な機関に要望や意見を伝えるのも、効果がない。一つにまとまらないといけないと思っている。
- ・ 新規会員の勧誘が難しい。団体活動の意義や有効性が伝わらない。

■その他

- ・ 障がいのある子どものためのクッキング教室や昆虫観察会などがあるとよい。
- ・ なんのアンケートにしても、結果がどこに掲載されているかを表示してほしい。

(2) 学校ヒアリング調査

■特別支援の状況

- ・ 教員・支援員不足。トラブルが発生した際、すべてに目を行き届かせることが難しい時もある。福祉から人材を派遣することはできないか。
- ・ 通常級にも支援の必要な子どもが増えている。
- ・ コロナ禍で授業参観等ができていない時期が続いたが、支援学級の子どもの親同士が情報交換できる機会をできるだけ作っている。

- ・ 親の障がい受容が進んでいない、困り感がないなどの理由で、支援が必要と思われる子どもが支援につながらないケースが多い。

■放課後等デイサービスとの連携について

- ・ 事業所が学校に送迎に来る際、スタッフとの情報共有を行っている。
- ・ 学校から事業所への情報共有はされているが、事業所でのことはわからない。
- ・ 必要に応じて、放課後等デイサービスのスタッフも交えたケース会議を開いている。
- ・ 事業所との連携は重要と考えるが、十分な時間が得られない。
- ・ 個人情報絡みで、情報共有の方法には課題がある。
- ・ 事業所がどこにあり、どのような療育活動をしているかという情報がない。
- ・ 事業所の送迎が時間どおりに来ないことがあった。

■「障がい」への理解促進の取り組み

- ・ 4年生の総合学習で施設職員に来てもらい車いす体験等を学んだことがある。
- ・ 点字や手話など毎年ゲストティーチャーを招いて行っている。教員個人の人脈を使って、お願いしているケースが多い。
- ・ 市内の施設と交流活動をしていたがコロナ禍で中断している。
- ・ 盲導犬ユーザーやパラアスリートを招いた講演会を実施したことはある。
- ・ 中学1年生で人権学習があるため、県教委などの派遣事業を利用している。

■学校側からの提案

- ・ できるだけ早期（未就学児や低年齢）のうちに、必要なサポートが受けられる体制を望む。
- ・ 学校に在籍している間は学校を起点に地域社会とつながることができるが、卒業した後、孤立につながっているケースが多いと感じる。この現状に対する何らかの対策を講じてほしいと願っている。
- ・ 卒業した後の子どもの状況を知る機会がないため、在学中の支援について振り返ることがない。卒業後の情報を共有できれば、支援の改善につながるのではないかな。
- ・ 療育サービスについて、保護者にわかりやすく紹介できるパンフレットがあればいい。
- ・ 事業所との連携について、好事例を校長会やコーディネーターの会などで紹介してほしい。

第3章 障がい者計画

1. 基本理念

本市では、これまで「鳴門市障がい者計画」の基本理念をもとに、「障がい」への理解の促進や日常生活における支援、雇用・就労、教育等、さまざまな施策・事業を展開し、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組んできました。

本計画では、障がいがあっても自らの生活について、障がいのある人自身が選択し、決定する「自己選択・自己決定」を最大限に尊重するとともに、障がいのある人が必要な支援を受け、安心して地域で生活できる社会の実現をめざすため、これまでの基本理念を継承します。

◆本計画の基本理念

障がいのある人もない人も、ともに、
地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくり

この基本理念のもと、障がいのある人が権利の主体としてその尊厳が守られ、障がいの有無にかかわらず、誰もが個性や能力を発揮し、社会の構成員として主体的に社会参加するとともに、相互に認めあい、支え合う社会の実現をめざします。

また、自立や社会参加を妨げている社会的障壁の除去・改善に向けて、障害者基本法に示される合理的配慮について普及を図りながら差別のない社会を構築するとともに、行政と当事者だけでなく、事業者や地域住民、地域団体等、さまざまな主体の参画により取り組みを進めることとします。

2. 施策推進の基本方針

次の3つの基本方針により、本計画においてさまざまな施策・事業を展開します。

基本方針1 意思決定や権利擁護に関する支援の推進

- 障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、自己選択・自己決定を最大限に尊重するとともに、必要に応じて意思決定や権利擁護に関する支援を行います。
- 障がいを理由とする差別の解消、虐待の防止、養護者への支援の強化に取り組めます。

基本方針2 ライフステージに応じた切れ目のない支援

- 障がいや発達に課題のある子どもについては、早期発見・早期療育により障がいの程度に応じたきめ細かな支援や教育を行います。
- 障がい特性や個々のニーズに応じた日中活動または就労等により社会参加を促進し、障がい福祉サービス利用者の介護保険サービスへの移行または併用等、適切な支援を継続します。
- 障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、保健・医療・教育・就労・高齢者福祉分野及び障がい福祉分野が相互に関係を深めながら、一貫した支援体制の整備を図ります。

基本方針3 誰もが安心して暮らせる地域共生社会の推進

- 障がいのある人や高齢者、子ども等、対象者ごとに公的な支援制度が整備され、公的支援の充実が図られてきたものの、障がいのある子どもと介護を要する親の世帯への支援や、精神疾患患者、難病患者等、障がい福祉分野以外にも複合的な課題を抱える対象者や世帯への包括的な支援が課題となっています。
- 地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、年齢や障がいの有無にかかわらず、自分らしく活躍し、安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、地域包括ケアシステムを構築し、「地域共生社会」をめざします。

3. 基本目標

本計画の掲げた基本理念を実現するために、以下の3つの基本目標を設定し、計画の推進を図ります。

◆基本目標1 地域生活への支援

- (1)「健やかな育ちと生活の支援」では、障がいや発達の違いのある子どもを早期に見出し、早期療育、きめ細かな保育、特別支援教育につなげるとともに、重症心身障がい児を含むすべての障がいのある子どもに適切なケアを提供し、健やかな育ちを支援します。また、中途障がいの原因となる疾病等の予防を図る保健・医療の的確な提供に努めます。
- (2)「生活支援の充実」では、障がいのある人の心身の状況やニーズに応じた多様な福祉サービスを提供し、障がいのある人一人ひとりの生活の質（QOL）の向上を図るとともに、福祉事業所の人材の確保とサービスの向上を図ります。
- (3)「相談支援体制の充実」では、関係機関が連携した相談活動の充実に努め、意思決定支援、権利擁護、差別解消及び虐待防止の推進を図ります。

◆基本目標2 生きがい活動の促進

- (1)「多様な社会参加の促進」では、コミュニケーション支援や移動支援など、社会参加につながる支援を充実するほか、生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動への参加を促進します。
- (2)「就労支援・雇用の充実」では、民間事業所での雇用を積極的に促進し、障がいのある人の就業の拡大を図るとともに、一般企業への就職が困難な人への福祉的就労の場の確保・充実を図ります。

◆基本目標3 とともに支え合うまちづくり

- (1)「障がい者にやさしいまちづくりの推進」では、福祉教育や市民のふれあいを強化し、市民の「障がい」への理解を促進するほか、ユニバーサルデザインの推進、まちづくり活動への参画の促進を図ります。
- (2)「安全・安心の確保」では、防災・防犯対策の推進を図るとともに、地域ぐるみの見守りネットワークの強化に努めます。

4. 施策体系

◆計画の基本理念◆

障がいのある人もない人も、ともに、
地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくり

基本目標	施策の分類	基本施策
1 地域生活への支援	(1) 健やかな育ちと生活の支援	① 疾病予防・障がいの早期発見 ② 早期療育の充実 ③ 障がい児保育・就学前教育の充実と放課後児童対策の推進 ④ 特別支援教育の充実 ⑤ 地域医療体制の充実
	(2) 生活支援の充実	① 在宅生活への支援の充実 ② 日中活動への支援の充実 ③ 居住の場への支援の充実 ④ 福祉人材の確保とサービス向上
	(3) 相談支援体制の充実	① 相談体制の充実 ② 意思決定支援や権利擁護の推進 ③ 差別解消及び虐待防止の推進
2 生きがい活動の促進	(1) 多様な社会参加の促進	① 円滑なコミュニケーション支援の充実 ② 移動支援の充実 ③ 生涯学習の推進 ④ スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進
	(2) 就労支援・雇用の充実	① 一般就労の促進 ② 福祉的就労の促進
3 ともに支え合うまちづくり	(1) 障がい者にやさしいまちづくりの推進	① 障がい者理解の促進と福祉教育の推進 ② ふれあいの促進 ③ ユニバーサルデザインの推進 ④ まちづくり活動への参画の促進
	(2) 安全・安心の確保	① 防災・防犯対策の推進 ② 見守りネットワークの推進

5. 施策の展開

基本目標1. 地域生活への支援

(1) 健やかな育ちと生活の支援

①疾病予防・障がいの早期発見

現状と課題

- ◆子育て世代包括支援センターでは、母子健康手帳交付時の面接や、妊娠期から出産後の相談支援を拡充しました。また、鳴門病院と連携して健康教室を動画編集し、Youtube「鳴門市公式チャンネル」に投稿する等、障がいの早期発見、早期療育及び市民の主体的な健康づくりと、疾病や障がいの予防と心身機能の維持・増進の取り組みを強化しています。
- ◆精神疾患・発達特性を有する保護者や養育に支援を要する家庭といった、複数のリスクの重なりを持つ家庭が増加しています。

施策の方向

- 今後も、きめ細かな母子保健事業、子育て支援事業を引き続き推進し、乳幼児期における疾病や障がいの早期発見、早期療育及び保護者の育児不安の軽減を図っていきます。
- 市民の主体的な健康づくりを支援し、疾病や障がいの予防と心身機能の維持・増進を図るため、健康増進事業及び介護予防事業を推進します。特に、生活習慣病予防対策や重症化予防、不安、ストレス等のメンタルヘルス対策に重点的に取り組んでいきます。

②早期療育の充実

現状と課題

- ◆作業療法士・言語聴覚士等による育児相談を開始し、乳児期からの支援を行っています。また、配慮が必要な就学前の幼児（5歳児）保護者を対象として就学支援シートの作成を促し、進学先の小学校へ引き継ぐことで、切れ目ない支援体制づくりを行っています。
- ◆保護者の負担軽減を図るため、障がい児通所支援サービスを利用している未就学児のうち、国の無償化対象外の児童について、独自に利用者自己負担金を全額補助しています。
- ◆市内の障がい児通所支援事業所が不足しており、既存の障がい児通所支援のサービスの質の向上が必要です。あわせて、発達支援が必要な子どもとの家庭でのかかわり方

を学ぶペアレントトレーニングの機会の充実や、家庭での療育の重要性及びその方法について、保護者理解を促す必要があります。

施策の方向

- 早期療育は、機能の改善及び子どもたちのコミュニケーションや社会性等の発達を促すために重要であり、療育機関を中心に家庭及び関係機関が連携し効果的な実施に努めます。
- 保育・教育機関の職員の研修受講支援による発達支援の向上及び保護者理解の促進を通して、早期療育をはたらきかけていきます。
- 発達支援の必要性を認識できていない保護者については、家庭訪問や医療機関の健診受診状況の確認など、母子保健施策による保護者支援を行い、理解を促します。
- 児童発達支援センターとして1事業所を設置しており、「鳴門市地域自立支援協議会子ども支援部会」（以下「子ども支援部会」といいます。）の活動と連携して、子どもの早期療育を充実します。

③障がい児保育・就学前教育の充実と放課後児童対策の推進

現状と課題

- ◆保育所等訪問支援（市内2事業所）や保育所巡回相談事業により、保育施設で障がいや発達の遅れがある乳幼児の受け入れを行う等、障がいの有無にかかわらず、地域で子どもを育てる環境づくりを推進しています。
- ◆認定こども園に児童発達支援事業所を併設した一体的な支援（インクルーシブ保育）を提供する取り組みの開始など、多様なニーズを抱えた保護者や子どもの支援の充実を図っています。
- ◆児童クラブでは、保護者の希望に基づき受け入れを実施し、職員の加配のための委託料の増額を行いました。さらに、放課後等デイサービス従事者と児童クラブ職員との交流の場を設け、情報交換等を行うことで今後の事業の充実に繋がりました。
- ◆児童クラブや放課後子ども教室等に障がいのある子どもをスムーズに受け入れるため、研修等による職員の資質向上等に努める必要があります。

施策の方向

- 保育所巡回相談事業や保育所等訪問支援を引き続き推進するとともに、保育所・認定こども園・幼稚園といった地域資源と有機的に連携し、障がいのある子もない子ともに地域で育てる保育・就学前教育を推進します。
- 児童クラブでの障がいのある子どもの受け入れがスムーズにできる体制づくりや、放課後等デイサービスの専門性の向上を図っていきます。

④特別支援教育の充実

現状と課題

- ◆支援学級に在籍する児童・生徒の増加と支援の多様化に対し、職員の情報交換の時間や研修等を受ける時間が取りにくいことが課題です。

施策の方向

- 学校が主体となって児童・生徒一人ひとりの指導を行うための計画である「個別の指導計画」や、学校、保護者と保健、福祉の各関係機関が連携しながら、中・長期的視点で一貫して的確な支援を行うための「個別の教育支援計画」に基づき、多面的なチームケアによる特別支援教育を推進していきます。そのため、教職員等の特別支援教育に関する知識・技術の向上を図り、発達に関する相談・支援の充実に努めます。
- 今後も引き続き、学校施設や備品のバリアフリー化や安全対策、情報学習機材の充実等に努めていきます。

⑤地域医療体制の充実

現状と課題

- ◆自立支援医療制度や重度心身障がい者(児)医療費助成制度について、障がい者手帳取得時での制度説明や、関係課との連携により対象者案内を充実させる等、広報による周知を実施し利用促進に努めています。
- ◆医療的ケア児・者を取り巻く課題について、子ども支援部会内で、課題の共有や問題点の洗い出し等を進めています。
- ◆医療的ケアを必要とする重症心身障がい者・児の在宅生活への移行について、保健・医療・福祉の連携が不十分です。

施策の方向

- 「鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む条例」に基づき、関係機関と連携しながら、予防医療・リハビリテーションの充実、障がいのある人が安心して受けられる地域医療体制づくりに努めます。
- 医療費負担の軽減を図る事業を推進します。
- 医療的ケア児・者への支援の強化に向けては、障がいの程度にかかわらず必要とするサービスを利用しながら、地域で安心して暮らせるよう、専門的支援の提供体制整備について、保健・医療・福祉の連携強化を図る「医療的ケア児支援の協議」を行い、医療機関に入院している医療的ケアを必要とする重症心身障がい児・者の、円滑な在宅への移行や早期療育支援等、地域の受け入れ体制の整備に努めます。

(2) 生活支援の充実

①在宅生活への支援の充実

現状と課題

- ◆各種年金・手当、税や利用料の特別措置等の手続きについてまとめた「障がい者・児の福祉サービス一覧表」を作成し、窓口等において、各支援制度の周知・利用促進に努めています。
- ◆障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人の地域生活を支援するため、令和2年度に地域生活支援拠点等の面的整備の実施を市において表明しました。現在、基幹相談支援センターがコーディネーターとなり、緊急時の対応や不足する支援機能について検討を行う等、ネットワークの充実・発展に努めています。
- ◆市内施設、事業所の地域生活支援拠点等への登録が進んでいないことが課題です。
- ◆緊急時に在宅生活が困難になる人のリスト化や対応方針の決定が進んでいない状況です。

施策の方向

- 障害者総合支援法に基づく在宅生活支援の充実に努めながら、特別障がい者手当をはじめとする各種手当・年金、税や利用料の特別措置等、経済的支援制度の周知と利用促進に努めます。
- 特に、緊急時や介護負担の軽減を図るため、必要とする時、容易に利用できる短期入所（ショートステイ）の拡充をはたらきかけていくとともに、心身障がい児（者）在宅介護支援事業（レスパイト事業）の利用を促進します。

②日中活動への支援の充実

現状と課題

- ◆毎月定期開催する「鳴門市地域自立支援協議会障がい者サービス調整会議」（以下「障がい者サービス調整会議」といいます。）において、サービス提供事業所と関係機関との連携の強化や地域課題の共有、課題解決に向けた取り組みの検討を行っています。
- ◆障がいのある人やその家族が、各サービス事業所の詳細な情報を容易に取得し、他事業所と比較ができるツールが必要です。
- ◆重度の障がいがある人であっても、その能力に応じて、希望するサービスや事業所を選択し、充実した日中活動を送ることができる提供体制の確保が必要です。

施策の方向

- より対象者に応じた支援を提供するため、サービス提供事業所と関係機関との連携の強化や多様な事業所の参入促進等、サービス提供体制の充実に努めます。
- 障がい者サービス調整会議等の機会に、重度障がいや強度行動障がいのある人の受け入れについて、施設・事業所における対応や好事例を共有し、柔軟な受け入れ体制の拡充を図る検討を進めます。

③居住の場への支援の充実

現状と課題

- ◆住宅改修や重度身体障がい者住宅改造費助成事業等の利用を周知し、民間住宅のバリアフリー化を促進しています。
- ◆入所施設が県内に新設される見込みが少なく、重度障がいのある人が入居できるグループホームが市内にはない状況です。
- ◆「鳴門市公営住宅長寿命化計画」により、公営住宅のバリアフリー化とユニバーサルデザイン化に取り組んでいます。

施策の方向

- 障がい福祉サービスの居住系サービスは、障がいのある人が地域で安心して生活していくために重要であり、ニーズに応じた確保を図り、地域生活への移行を支援していきます。
- グループホームが不足しているという声があることから、その拡充についてはたらしかけるとともに、自立生活援助サービスの提供体制の確保に努めます。
- 住宅改修や重度身体障がい者住宅改造費助成事業などの利用を促進し、民間住宅のバリアフリーに努めます。
- 公営住宅については、住宅困窮者のセーフティネットとして、「鳴門市公営住宅長寿命化計画」に基づき、必要な戸数の維持管理を図り、改修の際にはバリアフリー、ユニバーサルデザインの適用に努めます。
- 障がいのある人の住宅賃貸契約を支援する「居住サポート事業」を推進していきます。

④福祉人材の確保とサービス向上

現状と課題

- ◆障がい者サービス調整会議において、サービス提供事業所と関係機関との連携の強化や地域課題の共有、課題解決に向けた取り組みの検討を行っています。

◆福祉人材の確保に関する主だった取り組みはできていない状況です。

施策の方向

- 障がいのある人が地域で安心して生活するため、サービスの質の向上に向けた事業者の取り組みを促進し、関係機関の連携体制を強化します。
- 徳島県福祉人材センター（アイネット）等との連携による人材の確保・定着、人材育成や多様な事業者の参入等を促します。
- 福祉サービスの質の維持・向上を図るため、県関係部署と連携して福祉事業所に対し指導監査を実施します。特に、一市域内で事業を実施している社会福祉法人である市内2事業所への指導監査については、市が主体となり指導監査を実施し、健全運営及び適正なサービスの提供に努めます。

（３）相談支援体制の充実

①相談体制の充実

現状と課題

- ◆市の相談支援体制として、第1層として指定特定相談支援事業所（市内3事業所）、第2層として委託相談支援事業所（市内1事業所、市外2事業所）、第3層として基幹相談支援センターを設置しており、それぞれ役割分担しながら連携して相談支援体制の充実を図っています。
- ◆相談支援事業所や障がい児相談支援が不足しており、あわせて、相談業務に従事する従事者の不足が課題となっています。
- ◆介護サービスや意思決定支援、権利擁護、虐待の包括的相談等に係る困難相談が増加しています。
- ◆施設入所者の地域移行は、地域の受け皿が未整備であることからほとんど進んでいない現状です。
- ◆障がいのある子どもや発達支援が必要な児童に対しては、乳幼児期から各年齢やライフステージにおいて必要に応じた支援を行っていますが、一貫して相談できる体制がないため、担当窓口がさまざまであっても情報共有・連携ができるよう、一貫性が保たれる横断的な体制づくりが必要です。

施策の方向

- さまざまな状況の障がいのある人が気軽に相談や情報提供が受けられるよう、各相談場所における体制を充実するとともに、必要に応じ、関係機関と連携する体制を整備します。
- 特に、施設入所者及び入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行を促進するため、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の充実を図ります。
- 複雑な家庭事情のある対象者にも十分な対応とするため、困難事例等に関する協議、地域の関係機関へのフィードバック等、地域課題を共有し関係機関の連携強化に取り組む鳴門市地域自立支援協議会の活動を一層強化し、人材育成をはじめとする相談支援体制の充実を図ります。

②意思決定支援や権利擁護の推進

現状と課題

- ◆成年後見制度利用促進の中核機関を令和4年3月に設置し、制度の利用促進に取り組んでいます。また、市社会福祉協議会では、令和3年度より法人後見等事業の受任を開始しており、障がいのある人の権利実現に向けた支援体制の整備を進めています。

施策の方向

- 障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援のため、障害により判断能力の不十分な人については、生活上、支障をきたすことがないよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進を図ります。
- 中核機関における成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能の段階的な整備を行います。
- 市社会福祉協議会が実施する法人後見事業や日常生活自立支援事業と連携し、障がいのある人の自立と権利実現に向けた支援体制の整備をさらに進める。
- 中核機関を中心に、基幹相談支援センターや地域包括支援センター、医療機関等、既存の支援の仕組みを活用した権利実現のための支援ネットワークの構築を進めます。

③差別解消及び虐待防止の推進

現状と課題

- ◆市職員に対し、カラーユニバーサルデザイン研修、実践的な接遇研修、参画型人権研修及び障害平等研修等、「障がい」への理解の促進を図る研修の充実に取り組んでいます。

施策の方向

- 障害者差別解消法に規定された「障害者への不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」について、民間事業者等に対しさまざまな機会を通じ啓発活動を進めるとともに、市役所の業務における差別解消に向けた取り組みを推進し、市のあらゆる施策において「合理的配慮」に努めます。
- 虐待については、「鳴門市障がい者虐待防止センター」の取り組みを中心に、介護者の障がい理解の促進や過重な介護負担の軽減により未然防止を図るとともに、障がい者虐待防止について周知徹底し、早期発見・早期対応できるよう関係機関との連携を強化します。

障がいに関するさまざまなマーク①

■障がい者のための国際シンボルマーク

障がいのある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場等でこのマークを見かけた場合には、障がいのある人の利用について、ご理解、ご協力をお願いいたします。



■身体障がい者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



基本目標2. 生きがい活動の促進

(1) 多様な社会参加の促進

①円滑なコミュニケーション支援の充実

現状と課題

- ◆手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者及び代読代筆者の利用促進と手話奉仕員の養成を図るとともに、市役所に手話通訳者を設置しています。また、市の事業として、人工内耳用電池給付、人工内耳用音声信号処理装置購入費の助成及び軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成を実施しています。
- ◆聴覚や発語の障がいにより119通報が困難な人が、携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を通して、簡単に緊急通報ができるNET119緊急通報システムを導入しましたが、登録者が対象者の1割程度にとどまっています。

施策の方向

- 手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者・代読代筆者の利用促進と手話奉仕員の養成を図るとともに、市役所での手話通訳者の設置を引き続き行います。
- 障害者総合支援法に基づく日常生活用具（情報・意思疎通支援用具）の給付を継続し、市の事業として、人工内耳用電池給付、人工内耳用音声信号処理装置購入費の助成及び、軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成を実施します。
- 行政情報の提供については、定期的に多様な情報提供手段により容易に入手できるよう環境整備を図ります。

②移動支援の充実

現状と課題

- ◆公共交通機関について、地域バスの一部ヘノンステップバスの導入及び運転手による車外・車内案内の徹底等、路線の確保や利便性の向上やバリアフリー化といった安全対策の充実を図っています。
- ◆市内の公共交通機関（特にバス）は、車両のバリアフリー化が統一されておらず、重度の身体障がいのある人の利用には適していないことが課題です。

施策の方向

- 公共交通機関については、路線の確保や利便性の向上、バリアフリー化、安全対策の充実等を要請していきます。
- 歩道やガードレール、点字ブロック等、交通安全施設の整備や、障がいのある人を含む市民への交通安全教育等により交通安全に関する意識啓発に努めます。
- 外出支援策については、障害者総合支援法等に基づく既存のサービスの充実に努め、国や業界団体による経済的支援制度の一層の充実を要望します。

③生涯学習の推進

現状と課題

- ◆障がいの有無にかかわらず生涯にわたって多様な学習の機会が確保されるよう、公共施設における多目的トイレの設置や段差の解消等のバリアフリー化を進めるとともにさまざまな学習機会の提供に努めています。
- ◆大規模な催しの際には、手話通訳者の配置や要約筆記を行っていますが、意思疎通支援を必要としている人で、手話通訳や要約筆記以外の方法が必要な人への配慮を検討していく必要があります。

施策の方向

- 市内社会教育施設において誰もが利用しやすい学習環境の整備を進めるとともに、各分野の関係機関と連携しながら、多様な学習ニーズに応じた講座等の開設、情報提供や技術支援、意思疎通支援を積極的に行うことにより、障がいのある人もない人もすべての人が生きがいをもち、心豊かで活力ある生活を築くことができる「生涯学習社会」の実現をめざします。

④スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進

現状と課題

- ◆市が補助している総合型地域スポーツクラブにより、車いすバスケットボールと車いすソフトボールを市体育施設で実施しています。また、交流事業として小中学校を対象に、車いすスポーツを体験する機会を提供し、障がいの有無にかかわらず市民が多様なスポーツ・レクリエーションを楽しめるまちづくりを推進しています。
- ◆市内当事者団体や施設・事業所を対象とした障がい者スポーツ・レクリエーション大会を実施し、民生委員や高校生ボランティアも含めた交流を深めていますが、バリアフリー化された施設が少ないことが課題です。

施策の方向

- 障がいのある人が、より気軽に、スポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、スポーツ施設の整備・改善、障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動を支える指導者・ボランティアの育成に努めます。
- 障がいのある人もない人もともに参加できるスポーツ・レクリエーションイベントやサークル活動の実施を促進し、障がいの有無にかかわらず市民が多様なスポーツ・レクリエーションを楽しめるまちづくりを推進します。

(2) 就労支援・雇用の充実

①一般就労の促進

現状と課題

- ◆企業の不安を解消するため、企業と障がいのある人のマッチングや支援者のスキルアップの向上等、就労支援や就労定着支援の充実に努めています。
- ◆鳴門市人権教育推進協議会企業部会事務局として、鳴門公共職業安定所との連携強化を図り、研修参加の勧奨や企業内研修の推進に取り組んでいます。
- ◆市役所における障がい者雇用率は2.82%（令和5年6月時点）となっています。
- ◆令和6年度から法定雇用率の段階的な引き上げが予定されているため、市としてはその達成に向け、率先して障がい者雇用を推進するとともに、合理的配慮が行き届いた働きやすい職場環境の構築に努めていく必要があります。

施策の方向

- 企業に対して障がい者雇用に関する理解と協力を求めるとともに、障がいの特性に応じた支援の提供及び、障がい者雇用に対する企業の不安を解消するため、企業と障がいのある人のマッチングや、支援者のスキルアップの向上を図る等、引き続き、鳴門市地域自立支援協議会就労支援部会（以下「就労支援部会」といいます。）の活動を通じて、就労支援や就労定着支援の充実に努めます。
- 市役所自らが率先して障がい者雇用を推進するとともに、障がいのある職員の視点も取り入れて、合理的配慮が行き届いた働きやすい職場環境の構築に努めます。

②福祉的就労の促進

現状と課題

- ◆障がいのある人が心身の状況や力量、及び希望に応じた働き方を選択できる福祉的就労の展開と一般就労への移行も進めていますが、一般就労に移行する能力が十分備わっているにもかかわらず、本人や家族の意思、事業所の支援方針等により一般就労への移行が進まないケースが多く、課題となっています。

施策の方向

- 障がいのある人が、心身の状況や力量、希望に応じた働き方を選択できる福祉的就労の展開のため、各事業所における取り組みを促進し、就労関係事業所及び相談支援事業所の連携を強化します。
- 障害者優先調達推進法による障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進し、障がいのある人の自立と社会参画につながるよう支援に努めます。

障がいに関するさまざまなマーク②

■オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。

オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いいたします。



基本目標3. ともに支え合うまちづくり

(1) 障がい者にやさしいまちづくりの推進

①障がい者理解の促進と福祉教育の推進

現状と課題

- ◆東京 2020 パラリンピック車いすバスケットボール日本代表選手を講師に招き、「障がい」への理解を深める講演会並びに車いすバスケットボール体験会を実施する等、生涯学習の場における福祉教育の拡充に努めています。
- ◆特別支援学級に在籍する児童・生徒の作品展である「ひまわり作品展」や、庁舎2階の「市民ギャラリー」で障がいのある人の作品や授産品、施設・事業所の活動紹介パネル等の展示を行い、市民の「障がい」に対する理解を促進しています。
- ◆特別支援地域連携協議会を設置し、子どもの発達、教育相談会や個別ケース会議の開催及び教職員研修を実施しています。
- ◆講座やセミナー、広報物等における市民への理解促進や、スポーツや福祉体験等を通じた市民と障がいのある人と接する機会の提供等により、「障がい」への理解を一層促進する必要があります。

施策の方向

- 家庭や学校、職場、地域等、あらゆる場面において、子どもから大人に至るまで、すべての市民が互いに尊重しあい、「障がい」への正しい理解を深めることができるよう、引き続きさまざまな媒体を活用しながら、多様な機会を通じて啓発活動を推進します。
- 地域資源を活用したまちぐるみでの福祉教育を推進することにより、「地域共生社会」の実現に向けて取り組みます。

②ふれあいの促進

現状と課題

- ◆障がいのある人がスポーツや文化芸術活動に親しめる環境づくりを推進するとともに、その成果を発表できる機会や場の提供を維持・拡充していく必要があります。

施策の方向

- 各種イベント等、さまざまな機会を活用し、障がいのある人となない人のふれあいや交流を拡大していきます。
- ふれあい、支え合いのきっかけとなり、必要な支援にもつながる「鳴門市ヘルプカード」の普及に努めます。

③ユニバーサルデザインの推進

現状と課題

- ◆新庁舎のサイン整備にあたっては、目につきやすい位置へのサイン設置や、窓口番号と一目で理解できる目的語の併記、ピクトサインの採用、明度差の確保及び番号発券機の併用等、分かりやすさへの配慮に努めました。

施策の方向

- 公共施設や道路等のインフラに関する長寿命化等を進める指針である「鳴門市公共施設等総合管理計画」等に基づき、ユニバーサルデザイン化に配慮しながら、計画的に、道路や公園、公共建築物の長寿命化等を進めます。
- 公共施設のみならず、駅や商店など、民間公益施設についても、ユニバーサルデザイン化に向けた改善への協力を要請します。
- 特定の色が認知しづらい人のため、色覚の状況に関係なく正しく情報が読み取れるよう、配色を工夫したカラーユニバーサルデザインの推進に努めます。

④まちづくり活動への参画の促進

現状と課題

- ◆障がいのある人やその家族の団体の新規加入者が少なく、当事者の高齢化による脱退等による活動の縮小が顕著です。また、精神障がいのある人や難病患者等で、身近に当事者コミュニティがない人が多いことが課題となっています。

施策の方向

- 障がいのある人やその家族の加入を促進するとともに、団体の主体的な活動を支援します。
- 障がいのある人自身が他の障がいのある人を支援するピアサポート活動等、障がいのある人が経験や能力を生かして行う社会貢献活動の振興を図ります。
- 公共施設のユニバーサルデザイン検討会等、市で実施される各種施策・事業について、障がいのある人の参画を促進します。

(2) 安全・安心の確保

①防災・防犯対策の推進

現状と課題

- ◆災害時の避難支援をより実効性のあるものとするために、「災害時要援護者避難支援プラン」の見直しを行いました。また、一般避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れる福祉避難所については20施設を指定し、施設管理者と運用方法等の情報共有を図りました。
- ◆市内各所に設置する防災行政無線の屋外拡声スピーカーを使って周知している防災情報を、あらかじめ登録されたメールアドレス宛にお知らせする「防災行政無線メール配信サービス」の利用促進を図りました。また、聴覚障がいのある人を対象とした文字表示付戸別受信機の貸与等、災害情報の多様な伝達手段の確保を図っています。
- ◆防犯知識の周知徹底と悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めており、市内各地で出前講座を開催し、悪質商法の手口やその被害に遭わないためのポイントや防犯グッズの正しい使い方を紹介することで、個人としての防犯意識向上を図る取り組みを進めています。
- ◆人工呼吸器等の医療的ケアが必要な人や常時の介護が必要な人の中には、災害発生時の避難やその後の生活について大きな不安を抱えている人が多く、未然の対策が必要です。
- ◆避難行動要支援者登録制度に基づき、対象となる障がいのある人の個別避難計画の作成を進めていますが、避難支援者がいない人が多いことや福祉避難所の開設までのプロセスが関係機関内で共有できておらず、課題が残ります。
- ◆悪質商法に遭った際の障がいのある人が相談できる窓口や環境づくりが不十分であるため、障がいのある人が相談できる窓口の周知や庁内での情報共有・連携体制を構築する必要があります。

施策の方向

- 障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、災害時などの緊急時に備えて、地域ぐるみで安心・安全のネットワークづくりを推進します。そのため、災害時要援護者登録台帳への登録や個別支援計画の作成を引き続き推進するほか、障がいのある人に配慮した避難・避難所運営の訓練の継続実施等、自主防災活動の一層の活性化に努めます。
- 災害情報の多様な伝達手段の確保を図るとともに、福祉避難所内への在宅酸素療法を必要とする方に対応するHOT(ほっと)ステーションの整備や、医療救護所へのオストメイト(人工肛門・人工膀胱保有者)対応トイレの配置等、要配慮者の受け入れ体制の充実に努めます。

- 事業継続計画に基づき、水道等のライフラインの早期復旧や福祉サービスの継続・再開が可能となるよう取り組み、民間の要配慮者利用施設の迅速な避難・応急活動・業務継続のため必要な支援に努めます。
- 防犯については、防犯知識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、地域における防犯活動を促進し、犯罪被害の発生を未然に防ぐまちづくりを進めます。

②見守りネットワークの推進

現状と課題

- ◆平成 29 年度に鳴門市消費者被害防止見守りネットワークを設置しており、市消費生活センターと連携を取りながら、被害対策のために広報啓発や見守り活動を強化しています。

施策の方向

- 市社会福祉協議会等と連携しながら、今後も既存の地域福祉活動の一層の活性化・ネットワーク化を図ります。
- 市民のボランティアへの参画を促進することにより地域でのインフォーマル活動を推進し、障がいのある人にやさしい地域づくりについて、市民主体のまちづくりを支援します。

障がいに関するさまざまなマーク③

■聴覚障がい者標識

聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



■耳マーク

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚に障がいのある人は見た目には分からないために、社会生活上の不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いいたします。



第4章 第7期障がい福祉計画

国の基本指針に基づき、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、提供体制の確保を図るための計画です。

1. 成果目標について

本計画の策定に際し、国の基本指針に示されている成果目標については次のとおりです。

■成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）

項 目	国の基準
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	令和4年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
	令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ※目標数値は県で設定	精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
	精神病床における1年以上入院患者数
	精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上
(3) 地域生活支援の充実	各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討
	強度行動障がいをする者に関して、各市町村または圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備【新規】
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	福祉施設から一般就労に移行する者を令和3年度実績の1.28倍以上（就労移行支援事業1.31倍以上、就労継続支援A型概ね1.29倍以上、就労継続支援B型概ね1.28倍以上）
	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所を50%以上【新規】
	就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上 就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上となる就労定着支援事業所の割合を25%以上

項 目	国の基準
(5) 相談支援体制の充実・強化等	各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保
	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保
(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築

■目標値の設定と目標達成に向けた取り組み

第7期計画では、障がいのある人の自立支援とさらなる社会参加の促進の観点から、国の基本指針並びに第6期計画の進捗状況を踏まえ、令和8年度を目標年度とした成果目標を掲げ、その達成に向けた施策を推進します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

「施設入所者の地域生活への移行」については、令和元年度末を基点に令和5年度末に施設入所者数6人の削減と入所から地域生活に移行した人数7人(累積)を目標としましたが、達成は難しい状況です。

現在の施設入所者は常時介護が必要な重度障がいのある人が多く、また、在宅で生活する重度障がいのある人本人やその家族ともに高齢化が進んでおり、新たな施設入所希望者も増加しています。こうしたことから、国の基本指針に則して入所者の削減並びに地域移行を推進することは困難な状況にあります。

第7期計画では、本市の実情に合わせ、令和8年度末時点での「入所から地域生活への移行者数の目標」及び「入所者の削減目標」を3人以上(いずれも令和4年度末を基点に3%以上)と設定します。

項 目	第6期計画 進捗状況	第7期計画 成果目標
基点年度末における施設入所者数	101人 (令和元年度末)	95人 (令和4年度末)
目標年度入所者数	100人【95人】 (令和5年度末)	92人 (令和8年度末)
地域生活への移行者数	1人【7人】	3人
施設入所者数の削減見込	1人【6人】	3人

※第6期計画進捗状況の【】内は目標値。

目標達成に向けた取り組み

- 鳴門市地域自立支援協議会における「施設から地域生活への移行」モデルケースの発掘・検討
- 入所施設のサービス管理責任者や相談支援専門員等と協力した施設入所者に対する地域生活への移行希望の確認
- 地域の受け皿となる日中サービス支援型のグループホームや地域での生活を継続するための重度訪問介護等のサービスの確保（基盤整備については県と協力して実施します。）

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」については、国が掲げる、精神科病院からの退院後の地域における平均生活日数の向上、精神病床に１年以上入院する患者数の削減、退院率の向上を推進するため、本市では、必要なサービスの提供を維持するとともに、鳴門市地域自立支援協議会地域移行支援部会（以下「地域移行支援部会」といいます。）の活動を通して、精神科病院への制度周知や長期入院患者等の地域移行のはたらきかけを行ってきました。

入院患者自身の退院・一人暮らしへの不安や支援者の制度への認識不足から地域移行が進まないケースも多いことから、今後は、さらに精神科病院への制度周知や地域移行へのはたらきかけを強化するとともに、入院患者に地域移行の魅力を発信する機会の創設も検討します。

目標達成に向けた取り組み

- 地域移行支援部会における地域移行・退院支援等の好事例の収集・検討・情報共有
- 入院から地域移行した人がその経験等を入院患者に伝える機会の創設
- 入院患者自身や病院スタッフに対する地域移行支援・地域定着支援の制度周知・利用促進の強化

（３）地域生活支援の充実

「地域生活支援の充実」については、本市では令和２年度において、障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人の地域生活支援を推進する観点から、さまざまな支援を切れ目なく提供するネットワークである地域生活支援拠点等の整備を表明しました。現在は、基幹相談支援センターが地域生活支援拠点コーディネーターとなり、人材育成、不足する支援機能について検討を行うなど、ネットワークの充実・発展に努めています。

今後も、ひきつづき、基幹相談支援センターを中心とした効果的な支援ネットワークの強化を進めるとともに、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する成果目標については、その目標を達成するように努めます。

また、「強度行動障がいを有する者への支援体制の充実」については、福祉、教育、保育、

鳴門市地域生活支援拠点等のイメージ図 【面的整備】

地域で生活する障がい者（児）
（ひとり暮らし、親と同居、グループホーム等）

行政

- 専門的人材の確保・養成
 - ・地域自立支援協議会専門部会による研修会、セミナー等の開催。
 - ・基幹相談支援センターによる研修会、勉強会、交流会等の開催。

体験の機会・場の確保

- ・グループホームの体験利用（空き状況等の情報共有）
- ・公共施設の活用（市健康福祉交流センター調理実習室等）
- ・短期入所の利用

学校

医療機関

緊急時の受け入れ対応

- ・受け入れ先・・・短期入所事業所、医療機関など
- ・基幹相談支援センターがコーディネーターとなり対応。
- ・緊急時に在宅生活が困難になる方を登録制でリストを作成し、事前に情報共有。

地域の体制づくり

- ・地域自立支援協議会を中心とした体制づくり
- 関係機関のネットワーク・・・障がい者サービス調整会議
- 各専門分野のネットワーク・・・専門部会（就労支援部会、地域移行支援部会、子ども支援部会）

障がい福祉サービス事業所

障がい児通所支援事業所

相談支援機能

★基幹相談支援センター（地域生活支援拠点コーディネーター）

- ・委託相談支援事業所
- ・指定特定相談支援事業所

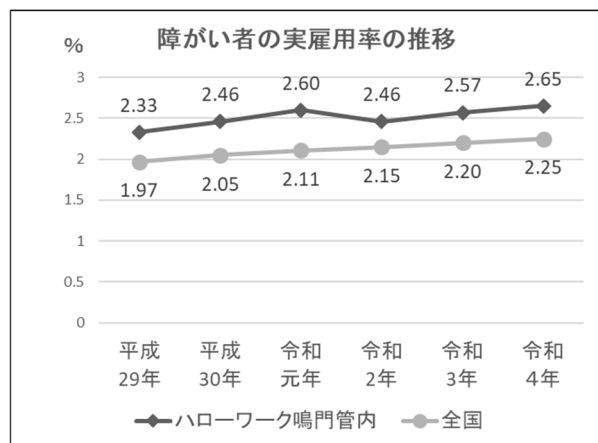
- 主たる介護者の急病や災害等の緊急時に在宅生活が著しく困難になる人のリスト化と対応策の検討、情報共有。
- 緊急時の受け入れ先の確保
- 障がいのある人に配慮したカルチャー教室等、体験・生涯学習の機会の創設
- 障がいのある人が気軽に集い、活動できる場の設置
- 支援を必要とする人やその家族がＳＯＳを発しやすく、地域全体でそのＳＯＳ信号をキャッチしやすい体制づくりの検討

「福祉施設から一般就労への移行」については、令和５年度における年間一般就労移行者数を１４人と目標設定しましたが、令和５年９月時点での一般就労移行者は７人で達成は難しい状況です。

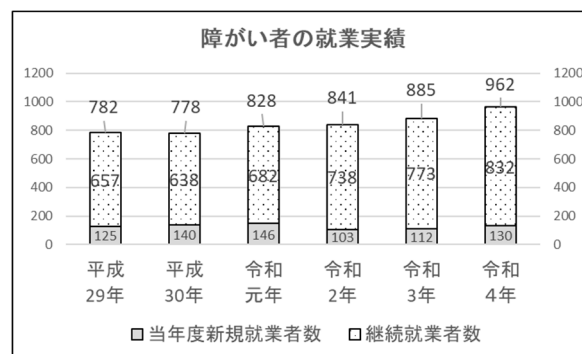
「就労定着支援事業の就労定着率」については、就労定着率８割以上の市内の就労定着支援事業所を１か所と目標設定しましたが、目標を達成する見込みです。

第6期計画期間中においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、十分に訓練を提供できなかったケースもあり、結果として、一般就労移行者や就労定着支援利用者の減少につながったと考えられます。

一方で、鳴門公共職業安定所管内の障がい者雇用の状況は高水準であり、また、市内の就労系サービス事業所については、利用者と支援者がともに就労支援部会の活動に参加する等、一般就労への移行に高いモチベーションを持って取り組むことができています。



※各年6月現在。従業員50人以上規模の事業所が対象



※鳴門公共職業安定所経由の就業障がい者数
※小規模事業所を含む。

以上より、第7期計画では、国の基本指針に基づき、次表のとおり、目標を設定します。

項 目		第6期計画 進捗状況	第7期計画 成果目標
一般就労への移行者数		7人【14人】 (令和5年度)	20人【8人】 (令和8年度)
	就労移行支援	6人【10人】	12人【8人】
	就労継続支援A型	1人【3人】	5人【0人】
	就労継続支援B型	0人【1人】	3人【0人】
就労定着支援事業の利用者数		3人【12人】 (令和5年度末)	13人【9人】 (令和8年度末)
就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所の割合		100% (1か所／1か所)	100% (1か所／1か所)

※ 第6期計画進捗状況の【】内は目標値。第7期計画成果目標の【】内は令和3年度における基準値

項 目	現状	目標 (令和8年度)
【新規】就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所の割合	25.0% (1か所／4か所)	50.0% (2か所／4か所)

目標達成に向けた取り組み

- 就労支援部会を中心とした事業所の支援スキルの向上及び人材育成
- 農林水産業種と連携した障がい者雇用の創出。
- 一般就労した障がいのある人が自らの経験や今後の展望を語る「語りべ」の会の定期開催と「障がい」への理解促進も視野に入れたコンテンツ化の検討
- 能力ある障がいのある人を「介護」から「福祉就労」、「福祉就労」から「一般就労」へとステップアップするための仕組み作り
- 特別支援学校高等部等における進路検討段階からの連携強化
- 就労定着支援事業所の基盤整備

(5) 相談支援体制の充実・強化等

障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの適切な利用を支援、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

また、相談支援事業者等は、障がいのある人やその家族が抱える複合的な課題を把握し、家族への支援も含め、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等の対応が必要であり、そのためには、相談事業所や関係機関との密な連携が重要となります。

本市では、基幹相談支援センターを地域の相談支援の拠点として、総合的・専門的相談を実施するとともに、相談支援者を対象とした研修会・勉強会等を定期的に行うなど人材育成も行うことで、地域全体の相談支援体制の充実・強化を図ってきました。

また、地域において少人数で相談支援を行っている事業所があることから、相談支援事業所相互の連携を強化し、相談支援者が孤立しないよう情報共有が円滑に行える体制づくりも進めています。

第7期計画期間中においても、基幹相談支援センターを中心とした人材育成、相談支援ネットワークの強化をさらに進めるとともに、鳴門市地域自立支援協議会や専門部会の活動を通して、地域課題の解決に向けた取り組みを進めます。

目標達成に向けた取り組み

- 障がいのある人やその家族、地域住民等にとってアクセスしやすい相談支援体制の構

策と情報発信の強化

- 課題を抱える障がいのある人やその家族に対して、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援が確保できるよう、複数の相談機関の連携強化による重層的支援体制の構築
- 高度な課題に対応が可能な経験、知識のある相談支援者の確保
- 相談支援者を対象とした研修会・勉強会等を定期的で開催並びに個別事例検討や先駆的取り組みの研究によるノウハウの共有化
- 地域課題解決に向けた鳴門市地域自立支援協議会や専門部会の活動の活性化

（６）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、限られた地域資源を最大限に活用し、利用者が真に必要な質の高い福祉サービス等の提供を行うことが重要です。特に、令和6年度には障害者総合支援法や児童福祉法が大きく改正されることから、事業者が改正の趣旨や内容等を十分に把握し、事業を継続する必要があります。

本市では、これまで障がい者サービス調整会議等を活用し、障がい福祉サービス事業所等が定期的に情報共有できる仕組みづくりや同系統のサービス事業所のスタッフがサービス提供等における課題解決の機会となる意見交換会等の開催を進めており、ひきつづき、第7期計画期間中において、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みを進めます。

目標達成に向けた取り組み

- 同系統のサービス事業所や職種ごとの意見交換会等の開催
- 他機関が実施する福祉サービスや権利擁護、意思決定支援に関する研修会への市職員の参加及び基幹相談支援センターや福祉サービス事業所のスタッフの参加勧奨
- 事業所への実地指導において共通する指摘事項について周知・注意喚起の実施

2. 障がい福祉サービスの見込みと確保策

障がい福祉サービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス及び相談支援に分かれており、それぞれのサービスについて、実績値を踏まえた見込みと確保策について次のとおり設定します。

(1) 訪問系サービス

項 目	内 容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事や生活に関する相談・助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする人に、居宅において入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事や生活に関する相談・助言、その他の生活全般にわたる援助を行うとともに、外出時における移動中の介護など総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難のある人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする人に、行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事などの介護その他の援助を行います。
重度障がい者等包括支援	重度障がいのある人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

項 目	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	人/月	105	114	120	126	132	139
	時間/月	1,096	1,096	1,135	1,260	1,320	1,390
重度訪問介護	人/月	3	3	4	5	6	7
	時間/月	161	157	203	220	238	257
同行援護	人/月	33	32	30	31	31	31
	時間/月	446	418	413	465	465	465
行動援護	人/月	12	11	12	12	13	14
	時間/月	327	309	341	355	369	384
重度障がい者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

■見込み量の確保策

訪問系サービスは、障がいのある人の高齢化や障がいの重症化に伴い、今後も利用の増加が想定されます。ただし、サービスの基盤体制が十分でないため、ニーズは見られるものの限られた利用となってしまうことが課題です。

そのような状況でサービスの質・量を確保するため、県や近隣市町、他機関と連携し、事業所が情報を共有できる場の設定、研修会の実施やその受講支援などを通して、支援者のスキルアップを図るとともに、既存事業所のサービス提供体制の充実に努めます。

特に、訪問系サービス事業所への支援策として、事業所スタッフがサービス提供時や事業所の運営事務上の悩みを共有し、課題解決に向けて話し合いができる機会の提供を検討します。

(2) 日中活動系サービス

項 目	内 容
生活介護	常時介護を要する障がいのある人に、主として昼間において、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事や生活に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の身体機能・生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人や難病患者等に、障がい者支援施設や障がい福祉サービス事業所への通所や居宅への訪問により、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活に関する相談・助言などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい、精神障がいのある人について、障がい福祉サービス事業所への通所や居宅への訪問により、入浴、排せつ、食事など自立した日常生活に必要な訓練、生活に関する相談・助言などの支援を行います。
就労選択支援	障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に、生産活動、職場体験などの機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着のために必要な相談などの支援を行います。
就労継続支援A型	一般企業への就労が困難な障がいのある人に、雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
就労継続支援B型	一般企業への就労が困難な障がいのある人や、一定の年齢に達している人などに、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行したのちの3年間、就労に伴う環境変化で生じる生活面の課題解決に対応するため、企業・関係機関との連絡調整等を行いながら就労定着に向けた相談支援等を行うサービスです。
療養介護	医療と常時介護を必要とする障がいのある人に、主として昼間において、医療機関等で機能訓練、療養上の管理、看護や日常生活上の援助等を行うサービスです。
短期入所	介護者の病気や家族の休養等のため、障がいのある人が施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

項 目	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人/月	159	159	160	161	162	163
	人日/月	3,009	3,010	3,071	3,059	3,078	3,097
自立訓練(機能訓練)	人/月	1	0	0	0	0	0
	人日/月	1	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	14	14	15	15	16	16
	人日/月	158	96	154	157	168	168
就労選択支援	人/月	—	—	—	—	2	6
就労移行支援	人/月	26	18	20	20	20	20
	人日/月	215	213	252	250	250	250
就労継続支援A型	人/月	55	50	50	53	56	59
	人日/月	809	783	796	835	876	918
就労継続支援B型	人/月	144	144	146	149	151	154
	人日/月	1,807	1,871	1,988	2,045	2,103	2,163
就労定着支援	人/月	9	9	7	9	11	13
療養介護	人/月	20	21	20	20	20	19
短期入所(福祉型)	人/月	14	26	20	20	20	20
	人日/月	38	34	42	42	42	42
短期入所(医療型)	人/月	3	1	2	3	3	3
	人日/月	2	3	4	6	6	6

■見込み量の確保策

【生活介護】

「生活介護」は、市内7か所の事業所のほか、広域的に利用されています。特別支援学校高等部卒業生や重症心身障がい児等の受け入れについて、需要の拡大にあわせ、県と連携し新規事業所の参入を促すとともに、既存事業所の定員増加などをはたらきかけ、さらなる受け入れ体制の確保に努めます。

【自立訓練(機能訓練・生活訓練)】

「自立訓練」のうち機能訓練は、県内に指定事業所がなく、定期的な利用は見込むことが難しい状況です。生活訓練は、市内に1か所の事業所があるほか、近隣市町にも事業所があるため緩やかな増加を見込みます。

引き続き、県と連携し必要に応じて既存施設の定員増加など受け入れ体制の充実に努めるとともに、各事業所でのきめ細かなサービスの展開をはたらきかけていきます。

また、精神科病院等から退院した人が安定して地域での生活を継続するために、実際に地域での生活を開始した際に生じる課題や悩みを解決するための支援の一つとして、通所または訪問型の自立訓練（生活訓練）の積極的な活用を進めます。

【就労選択支援・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）・就労定着支援】

新たなサービスとして位置づけられた「就労選択支援」について、新規に就労継続支援B型を利用する人は、令和7年10月以降、利用申請前に、原則として、就労選択支援を利用することとなります。また、新規に就労継続支援A型を利用する人についても、令和9年4月以降、同様の取り扱いとなる予定です。障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、鳴門市地域自立支援協議会の活動等を通して、就労系サービス事業所と密に連携し、サービスの質・量の確保に努めます。

「就労移行支援」は職場体験や求職活動の支援など、一般就労に向けた支援をより強化したサービスで、標準利用期間は2年となっています。本市では、利用者が3年目の利用を希望した場合には、就労支援部会において2年間の支援の振り返りや今後の支援内容について確認を行うなど、地域の就労支援関係者が連携・協力して就労につなげていく取り組みを実施しています。市内においては、4か所の事業所が「就労移行支援」を、2か所の事業所が「就労継続支援A型」を、8か所の事業所が「就労継続支援B型」を実施しています。

就労定着支援は一般就労に移行した障がいのある人が確実に職に定着するために必要な支援です。しかしながら、「就労定着支援」の指定を受けている市内事業所は1か所にとどまっており、引き続き増加に向けて、市内の就労移行支援事業所を中心に、サービスの実施をはたらきかけていきます。

【療養介護・短期入所（福祉型・医療型）】

「療養介護」は、県内3か所で実施されており、市内の障がいのある人20人が利用しています。「短期入所（ショートステイ）」は、福祉型と医療的ケアが必要な障がいのある人を対象とした医療型があり、市内には福祉型が6か所（定員11人分＋空床利用1か所）あります。

特に、短期入所（ショートステイ）は、特別支援学校高等部卒業生や重症心身障がい児等の受け入れ、家族の介護負担軽減、緊急時における一時的な居場所として、ニーズは常に高く不足傾向にあります。また、障がいのある子どもの受け入れ可能な事業所が市内になく、市外の事業所を利用せざるを得ないのが現状です。

県と連携し新規事業所の参入を促すとともに、既存事業所の定員増加などをはたらきかけ、さらなる受け入れ体制の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

項 目	内 容
自立生活援助	施設やグループホーム等に入所（入居）していた障がいのある人が安心して自立生活ができるよう、生活の悩みなどについて、定期的な巡回訪問や電話、メールなどで随時相談し、必要な情報の提供などの援助を受けるサービスです。
共同生活援助 （グループホーム）	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に、主として夜間において、入浴、排せつ、食事などの介護、生活に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

■実績と見込み量

（令和5年度の数値は見込み）

項 目	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 （グループホーム）	人/月	60	60	55	57	59	61
（うち重度障がい者数）	人/月	3	3	3	3	3	3
施設入所支援	人/月	98	101	100	100	100	99

■見込み量の確保策

【自立生活援助】

「自立生活援助」は、提供する事業所が少なく、また、サービスの活用例が県内で蓄積されていないことから、利用はほとんどない状況です。相談支援事業所などを中心に、当該事業への新規参入を積極的に促進していきます。また、他自治体の先進事例を参考に、効果的なサービスの利用について研究を進めます。

【共同生活援助・施設入所支援】

「共同生活援助」は、施設入所支援利用者や長期入院者の地域移行などによりニーズは見られるもののサービス基盤の新たな整備が進んでいない状況です。県と連携し、既存事業所の定員の増加や新規事業所の参入を促進するなど提供体制の充実に努めます。特に、地域移行希望者や在宅での生活が困難となった重度障がいのある人の受け皿として、重度障がいにも対応した共同生活援助（グループホーム）についても、県と連携し、

新規事業所の参入を促します。

「施設入所支援」については、新規施設が指定される見込みが立っていない状況であり、新規入所者と退所者の数は拮抗している状況です。そのため、今後も実績値と同程度で推移すると見込んでいます。支援者間で情報共有を密にすることにより、入所状況など、入所希望者に必要な情報を速やかに提供できる体制づくりに努めます。さらに、施設職員による入所者等への虐待を防止するため、障がい者虐待に関する正しい知識や、万が一虐待が発生した場合の適切な対応について、研修できる機会を設けます。

(4) 相談支援

項 目	内 容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、支給決定の参考とするサービス利用計画案の作成を行います。また一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	福祉施設の入所者や入院中の精神障がいのある人に対して、地域生活への移行準備や外出支援、住居の確保や関係機関との調整等を行い、退所・退院に向けた支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がいのある人などに対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談やその他必要な支援を行います。

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

項 目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	39	42	44	45	46	46
地域移行支援	人/月	0	1	1	1	2	3
地域定着支援	人/月	1	3	2	3	4	5

■見込み量の確保策

市民への相談内容に応じた相談先の紹介や、さらにわかりやすい障がい福祉サービスなどの周知に努めます。各相談先における相談の充実のため、鳴門市地域自立支援協議会の取り組みを通して、相談支援の事例共有や関係機関との連携強化により、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めます。

「計画相談支援」は、担い手である相談支援事業所及び相談支援専門員の業務過多や人材の不足、相談支援専門員の資質向上等が課題となっています。このような状況を踏まえ、利用者一人ひとりに対して細やかな支援が提供できるよう、県と連携し、相談支援体制の充実に努めます。

「地域移行支援」・「地域定着支援」については、在宅生活を支援するサービスの充実と、サービス利用などのきめ細かな相談支援により、民間アパートや公営住宅などの一般住宅への移行を促進し、自立生活へ支援していきます。本人及びその家族や施設職員に対する理解を深める取り組みを進めるとともに、地域移行支援部会の取り組みを中心として、医療など関係機関及び相談支援事業所との連携体制の強化やピアサポートの活用を促進します。

また、基幹相談支援センターにおいて、市内の特定相談支援事業所や委託相談支援事業所を対象とした定期的な研修会を開催するなど、相談支援者等のスキルアップを図ります。

3. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう自治体が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で実施する事業です。地域生活支援事業には「必須事業」と「任意事業」がありますが、本市では次のサービスを展開しており、各事業の見込み量を設定することとします。

■鳴門市が実施する地域生活支援事業

項 目	事 業
必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業
	自発的活動支援事業
	相談支援事業
	成年後見制度利用支援事業
	成年後見制度法人後見支援事業
	意思疎通支援事業
	日常生活用具給付等事業
	手話奉仕員養成研修事業
	移動支援事業
	地域活動支援センター事業
任 意 事 業	福祉ホームの運営
	訪問入浴サービス
	日中一時支援
	レクリエーション活動等支援
	点字・声の広報等発行
	自動車運転免許取得・改造助成
	障がい者虐待防止対策支援事業
	更生訓練費給付

必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民や学校などで、「障がい」に対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。

■実績と見込み量

項 目	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・ 啓発事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有

■見込み量の確保策

子どもの頃からの障がいのある人との交流機会を増やし、障がいや障がいのある人についての理解を深めるため、当事者等を講師として登録し、市内学校の依頼に基づき派遣します。また、障がいや障がいのある人に関する理解を深めるための研修会の開催や地域イベントなどでのパネル掲示、パンフレット配布などを行い、ノーマライゼーションの普及啓発に努めます。

② 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障がいのある人やその家族、地域住民などが協力して地域で自発的に行う活動（ボランティア活動など）を支援する事業です。

■実績と見込み量

項 目	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自発的活動支援事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有

■見込み量の確保策

障がい者団体や各種ボランティア団体との連携のもと、活動の質の向上に努めながら、引き続き実施していきます。

③ 相談支援事業

相談支援事業は、障がいのある人やその家族、介護者からの相談に応じ、必要な情報提供や、障がい福祉サービスの利用支援などを行うとともに、障がいのある人の意思決定や権利擁護のために必要な支援を行います。

■実績と見込み量

項 目	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者相談支援事業 (一般相談)	実施か所	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の 有無	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化 事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有

■見込み量の確保策

既存の相談支援機関が連携し、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めるとともに、県などと連携しながら、相談支援専門員の育成などに努めます。また、関係機関による地域課題の共有により、地域の障がい者支援体制の整備に取り組む鳴門市地域自立支援協議会の活動を強化していきます。

さらに、基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談業務を実施するとともに、相談支援機能の強化、人材育成、意思決定支援や権利擁護等の取り組みを進めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、自分で十分な判断ができない人の財産管理や福祉サービス契約などについて、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって市長が家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行ったり、費用負担が困難な人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行う事業です。

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

項 目	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度利用支援 事業	人/年	9	7	7	8	9	11

■見込み量の確保策

本市では、成年後見制度利用促進に係る中核機関を令和4年3月に設置しており、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に対応できる協議会（法律・福祉の専門職団体や関係機関からなる）の構築等、中核機関の充実に取り組みます。

成年後見制度の利用が必要な人が適切に利用できるよう、成年後見制度の普及啓発と利用支援の体制整備に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体などに対し、研修や組織体制の構築、適正な活動の実施などを支援する事業です。

■実績と見込み量

（令和5年度の数値は見込み）

項 目	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

■見込み量の確保策

令和3年度より、市社会福祉協議会で法人後見の受任を開始しています。市担当部局（障がい・高齢）及び社協担当者で定期的に協議を行い情報共有と連携を図ります。

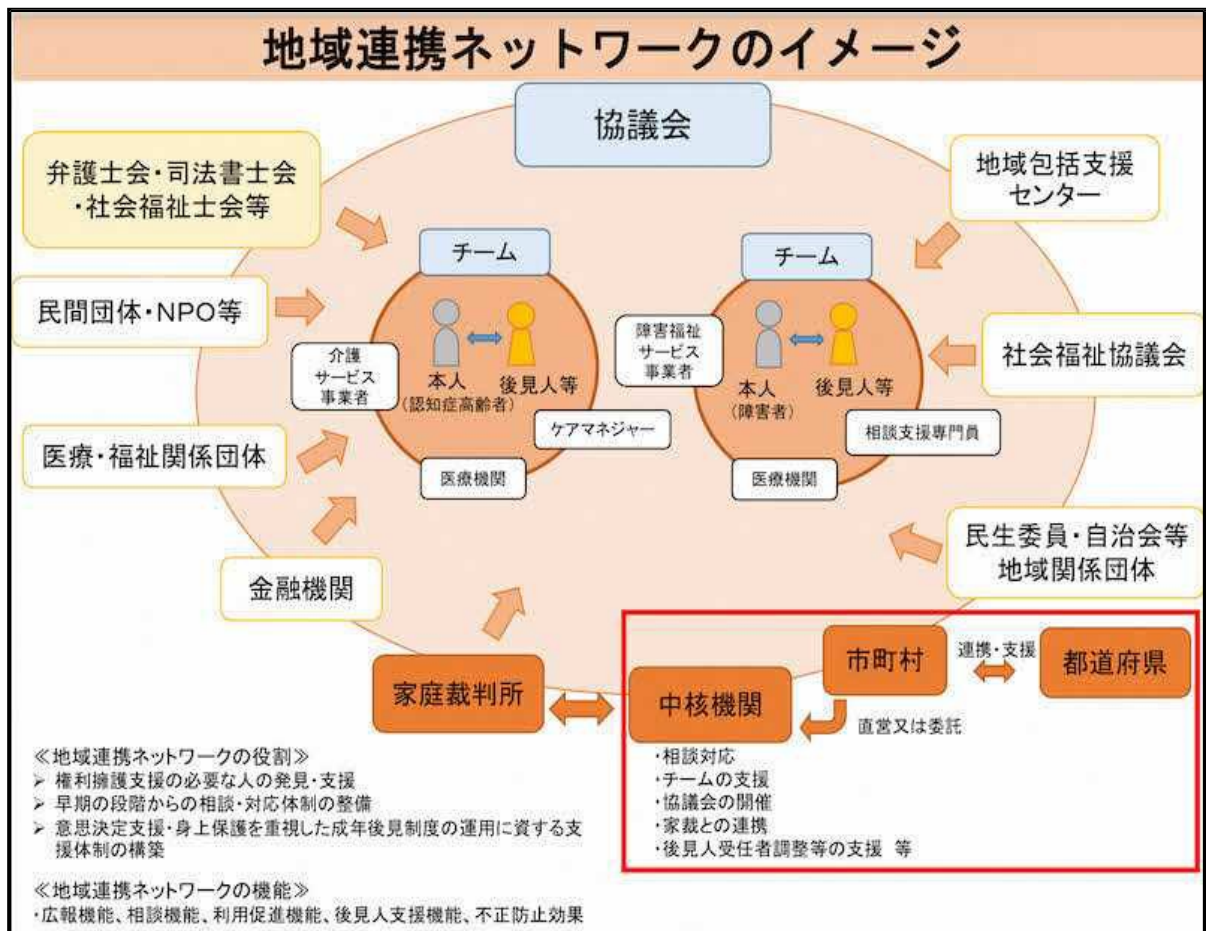
<成年後見制度の利用を促進するために>

地域において意思決定への支援や権利擁護が必要な人を把握し、相談に応じ、成年後見制度の利用に結びつけるためには、地域における福祉・医療・地域の関係者や法律の専門家などが連携して対応する必要があります。

本市では、支援が必要な人を身近な親族や福祉・医療・地域の関係者等が、「チーム」として連携し、地域で見守り、支援するとともに、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するための法律・福祉の専門職団体や関係機関からなる「協議会」の構築を進めます。

また、地域連携ネットワークの運営の中心となり、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能を有し、成年後見制度の総合相談窓口となる、中核機関を令和4年3月に設置しました。

■地域連携ネットワーク■



資料出典：内閣府

⑥ 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員（代読・代筆者を含む）等を派遣する事業です。また、手話通訳者を市に設置する事業もあります。

■実績と見込み量

（令和5年度の数値は見込み）

項 目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、代読・代筆者等の派遣	人/年	29	22	24	30	30	30
手話通訳者の設置	実施の有無	有	有	有	有	有	有

■見込み量の確保策

利用者の高齢化及び医療機関の受診や相談機関の対応など、1回のサービス利用時間が長くなる傾向があります。意思疎通支援従事者の安定した確保を図るため、県や意思疎通支援従事者の育成を担う機関、ボランティア団体などと連携し、専門職の育成・登録を促進します。

また、意思疎通支援従事者の育成の一環として奉仕員の充実をめざし、手話奉仕員養成研修及びスキルアップ研修を引き続き行います。養成研修受講の募集については、地域への広報に加え、本市職員や支援機関の職員などへも周知し、研修受講者の増加を図ります。

さらに、手話が言語であることの認知度向上や、障がいの有無によらず情報にアクセスできたりコミュニケーションが円滑に図れることの大切さを普及できるように取り組みます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

重度の身体・知的・精神障がいのある人の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修費を助成しています。

項 目	内 容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や、障がいのある子どもが訓練に使用するいす。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などを支援する用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具。
情報・意志疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成。

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

項 目	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練支援用具	件/年	2	3	2	2	2	2
自立生活支援用具	件/年	5	10	10	10	10	10
在宅療養等支援用具	件/年	9	7	8	7	6	6

情報・意思疎通支援用具	件/年	7	4	10	10	10	10
排泄管理支援用具	件/年	1,764	1,774	1,800	1,871	1,944	2,020
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	2	2	2	3	3
人工内耳用電池	件/年	0	0	0	1	1	1
人工内耳用音声信号処理 装置	件/年	0	0	0	0	0	0

■見込み量の確保策

障がいのある人一人ひとりの状態や程度に応じた日常生活用具の支給に努めます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、聴覚障がいのある人との交流の促進や広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員の養成研修及びスキルアップ研修を行う事業です。

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

項 目	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話奉仕員養成研修 事業修了者数	人/年	4	-	5	7	7	7

■見込み量の確保策

手話奉仕員のさらなる増員と手話が言語であることの普及をめざして、受講者の確保に取り組めます。また、毎年、養成講座修了者を対象に、手話技能の維持・向上を図るためのスキルアップ研修（実践アップ講座）を開催し、手話奉仕員の安定した確保に努めます。

⑨ 移動支援事業

移動支援事業は、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障がい者等包括支援の5つの訪問系サービスでの移動介護の対象とならない場合について、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における移動を支援する事業です。

本市では、個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援である「個別支援型」と、必要に応じて特殊車両の運行による「車両移送型」を実施しています。

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

項 目	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業 (個別支援型)	人/年	36	38	40	42	43	45
	時間/年	3,220	3,275	3,400	3,614	3,842	4,084
移動支援事業 (車両移送型)	人/年	9	13	13	13	13	13
	時間/年	536	637	800	800	800	800

■見込み量の確保策

現行の実施事業所の提供体制の充実に努めるとともに、交通部局と連携し、交通弱者の移動手段の確保策の検討を進めます。

⑩ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、主に障がいにより就労が困難な人に、創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。本市では、3か所の事業所に地域活動支援センターの開設と運営を委託しています。

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

項 目	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域活動支援センター 事業	実施か所	3	3	3	3	3	3
	人/年	115	116	120	129	139	149

■見込み量の確保策

日中活動は、生活リズムを整え、創作・生産活動への参加や支援者・利用者との交流など日常的な体験は、意欲の向上及び生活のハリを保つことにつながるため、相談支援専門員など関係機関と連携しながら、より対象者に応じた支援が提供されるよう情報提供や各種支援に取り組みます。

また、活動プログラムに、生活能力を向上する講座（スマートフォン講座等）を加えることで、利用者の増加を図ることを検討します。

任意事業

その他の地域生活支援事業として次の事業を実施しています。

【福祉ホームの運営】

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がいのある人に、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、利用者の日常に関する相談、助言等の支援を行う福祉ホームの利用費助成を行います。

【訪問入浴サービス】

看護師または准看護師若しくは介護職員が、身体障がいのある人の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行います。

【日中一時支援】

日中に障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、障がいのある人に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。

【レクリエーション活動等支援】

レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がいのある人がスポーツに触れる機会を提供するため各種レクリエーション教室、大会等を開催し、障がいのある人が社会参加活動を行うための環境の整備または必要な支援を行います。

【点字・声の広報等発行】

文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、音声訳その他障がいのある人にわかりやすい方法により、市の広報、生活情報、その他地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的に障がいのある人に提供します。

【自動車運転免許取得・改造助成】

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

【障がい者虐待防止対策支援事業】

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行います。

【更生訓練費給付】

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している者に対し更生訓練費を支給します。

第5章 第3期障がい児福祉計画

国の基本指針に基づき、障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、提供体制の確保を図るための計画です。

1. 成果目標について

本計画の策定に際し、国の基本指針に示されている成果目標については、次のとおりです。

■成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）

項 目	国の基準
障がい児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置及びすべての市町村において、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
	県、各圏域または各市町村において、医療的ケア児等の支援のため保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

■目標値の設定と目標達成に向けた取り組み

障がい児支援を行うには、障がいのある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障がいのある子どもの健やかな育成を支援することが必要です。関係機関が連携を図り、障がいのある子どものライフステージに応じて、保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等に関する切れ目のない支援を提供する体制の構築を図っていきます。

第3期計画では、国の基本指針並びに第2期計画の進捗状況を踏まえ、令和8年度を目標年度とした成果目標を掲げ、その達成に向けた施策を推進します。

（１）児童発達支援センターの設置及び 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

児童発達支援センターは、障がいのある子どもが日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応できるように支援する施設であり、あわせて地域の障がいのある子どもやその家族への相談及び、障がいのある子どもを預かる施設への援助・助言などを行う障がい児支援の拠点施設です。

本市では、令和５年度現在、市内において児童発達支援センター１か所で事業を行っており、同センターにて保育所等訪問支援も実施しています。引き続き、同センターを中心に、障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図ります。

また、国において保育所等と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とする基準等の改正が行われ、本市においても認定こども園に児童発達支援事業所が併設されるなど、新たな取り組みが進んでいます。引き続き、多様なニーズを抱えた保護者や子どもへの支援の充実に取り組み、子どもの社会参加の機会確保を図ります。

目標達成に向けた取り組み

- 児童発達支援センターを中心とした母子保健、子育て支援、教育、当事者等を含む関係機関等の連携強化（子ども支援部会の活動の活性化）
- 児童発達支援センターが地域の保育・教育機関・児童クラブ等に対し、専門的支援や助言を行う仕組みづくり
- 保育所等訪問支援を活用した保育・教育現場との連携・協力体制の強化
- 児童発達支援センターや障がい児通所事業所と連携したペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施
- 障がいのある子どもの家族が悩みを共有し、相談し合うことができる機会の創設
- 母子保健、保育、教育、児童発達支援センター及び障がい児相談支援等の連携による「気づき」の段階から発達支援に関する入口としての相談機能の強化

（２）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所については、市内には、令和５年度時点で実施事業所はありませんが、障がい保健福祉圏域には、１４か所あり、そのうち、児童発達支援、放課後等デイサービスの両方を実施している事業所が１０か所です。

重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、市内における重症心身障がい児の人数やニーズを把握するとともに、地域課題の整理等を行いながら、支援体制の充実に図ります。

目標達成に向けた取り組み

- 基幹相談支援センターを中心とした重症心身障がい児の支援ネットワークの構築
- 重度心身障がい児のいる家族のためのレスパイト施策の検討

（３）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、本市では、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として子ども支援部会を設置しており、医療的ケア児をはじめとする障がいのある子どもを取り巻く諸課題について適宜協議を行っています。また、医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる医療的ケア児等に関するコーディネーターを基幹相談支援センターに配置しています。

医療的ケア児等への支援については、市単独で諸課題に対応することが困難な面も多いことから、コーディネーター間の連携を通して、県や周辺自治体との協力体制を構築します。

目標達成に向けた取り組み

- 子ども支援部会において、他自治体における先駆的取り組みや好事例の研究・情報共有、医療的ケア児等の支援に関する研修会の開催
- 保健、医療との連携による医療的ケア児の迅速な把握と必要な支援の提供に関する仕組みづくり

2. 障がい児福祉サービスの見込みと確保策

本市では、「気づき」の段階から身近な地域で支援できるように、障がいのある子どもとその家族に対し、障がい児通所支援及び障がい児相談支援を実施しています。障がい児入所支援については県を実施主体としますが、県との適切な連携や支援等により、本市における障がい児支援の地域支援体制を推進するとともに、本市の障がい児福祉施策の一層の充実のために、次のサービスの見込み量を設定します。

(1) 障がい児通所支援

項 目	内 容
児童発達支援	就学前の子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
放課後等デイサービス	主に小・中・高・特別支援学校に就学する障がいのある子どもに、放課後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設において、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある子どもに対して、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度障がいの状態等で外出が著しく困難な子どもに、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

項 目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	113	115	115	115	115	114
	人日/月	622	659	637	633	628	624
放課後等デイサービス	人/月	200	201	210	231	235	235
	人日/月	1,564	1,610	1,867	2,054	2,090	2,090
保育所等訪問支援	人/年	55	63	60	64	68	72
	人日/年	237	338	360	464	597	768
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

■見込み量の確保策

障がい児通所支援は、子どもの療育・リハビリテーション、保護者の学びや育児・介護の休息のために重要であり、個々の発達状況や障がい特性に応じたきめ細やかな支援を必要とすることから、さらなる専門性の向上に向けて研修会の開催などに取り組みます。

【児童発達支援】

「児童発達支援」は、少子化の影響もあり実績値は横ばいとなっており、今後も横ばいで推移すると見込んでいます。新規事業所が増えていることから、質の担保が必要であるため、子ども支援部会等で事業所向けの研修会や好事例の収集等に取り組みます。

【放課後等デイサービス】

「放課後等デイサービス」の利用は増加が顕著な状況です。課題を抱える家庭の増加や課題の多様化等に伴い、1人あたりの利用が増加しています。新規事業所が増えていることから、質の担保が必要であるため、子ども支援部会等で事業所向けの研修会や好事例の収集等に取り組みます。また、真に必要な利用者に対して必要な量のサービスを提供できるよう、利用する子どもに適した療育の量（利用期間・利用量）を適正に判断できる体制の検討を進めます。

【保育所等訪問支援】

「保育所等訪問支援」の利用は制度の浸透に伴って増加傾向です。障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に関する主な取り組みとして保育所等訪問支援が考えられています。福祉と教育の連携の要となり得る事業であるため、本市としても利用促進を図っていきます。

【居宅訪問型児童発達支援】

「居宅訪問型児童発達支援」は、サービス事業所がきわめて少ないため、利用がない状況であり、今後の利用も見込まないこととします。

(2) 障がい児相談支援

項 目	内 容
障がい児相談支援	児童の心身や生活の状況、保護者の意向などを考慮して障がい児支援利用計画を作成し、関係者との連絡調整を行いながら障がい児通所支援の利用への援助を行います。障がいの疑いのある段階から継続的な支援を行い、関係者をつなぐ中心的な役割を担っています。
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、必要となるコーディネーターの配置人数の見込みを設定します。

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

項 目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	人/月	26	26	27	28	30	31
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	2	2	2	2	2	2

■見込み量の確保策

各相談先における相談の充実のため、鳴門市地域自立支援協議会において、相談事例の共有など障がい児支援に関する取り組みを強化するとともに、保健、保育、教育機関、障がい児通所支援事業所及び障がい福祉サービス事業所などと連携し、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めます。また、相談支援専門員等が各分野間の連携の核としての役割を十分に担えるよう、県などと協力し人材育成やサービスの質の向上に努めます。

【障がい児相談支援】

「障がい児相談支援」は、サービス利用者の増加に対して事業所及び専門人材の不足が顕著な状況です。既存の相談支援事業所ではニーズへの対応が困難な状況にあるため、新規事業所の参入を促す等、サービス基盤の整備に努めます。

【医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置】

基幹相談支援センターに、養成研修（医ケア児・発達障がい児）を受講したスタッフを配置して確保に努めます。

第6章 計画の推進のために

1. 計画の推進体制

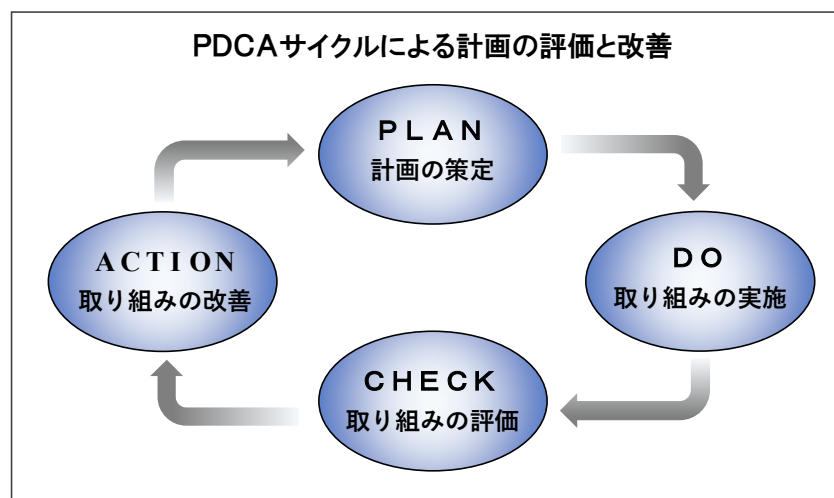
障がいのある人についての理解や社会的関心を高めていくとともに、障がいのある人が社会で活動でき、個性が活かされる環境づくりが必要です。そのため、地域社会、学校、各種団体、サービス事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力して計画の推進を図ります。

また、障がいのある人やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、福祉・保健・医療・教育・就労・まちづくり等に関する関係課等との連携を一層強化して施策を推進します。また、乳幼児期から高齢期に至るまでライフステージに応じた、継続的な支援が提供できるよう、民生委員・児童委員、各種団体など地域の支援者との連携強化に努めます。

また、障がい福祉サービスの利用や特別支援学校への通学等については、広域で連携・充実させていくことが重要であることから、県や近隣の自立支援協議会とも連携しながら取り組みます。

2. 計画の評価・検証

本計画の進捗状況及び成果に関する点検・評価については、PDCAサイクルにより行っています。市の担当部署及び関係機関が計画に沿った取り組みを推進し、定期的に「鳴門市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定・評価委員会」や鳴門市地域自立支援協議会に意見を求め、改善していくことで、課題に対し適切な対応を図っていくこととします。



資料編

1. 鳴門市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定・評価委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳴門市附属機関設置条例（平成25年鳴門市条例第2号）第11条の規定に基づき、鳴門市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定・評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、審議に係る最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員長が議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第5条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉事務所社会福祉課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2. 鳴門市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定・評価委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

区 分	所 属 団 体	役職名	氏 名
学識経験者	松山東雲女子大学	特任教授	島 治伸
	社会福祉法人いずみ福祉会	エグゼクティブ アドバイザー	井上 とも子
医療機関関係者	鳴門市医師会	理 事	今井 幸三
社会福祉関係者	鳴門市民生委員児童委員協議会	会 長	市橋 正成
	社会福祉法人 鳴門市社会福祉協議会	会 長	松本 久和子
当事者団体	鳴門市身体障害者連合会	会 長	山西 英行
	鳴門市うず潮身体障がい者会	会 長	喜羽 勝二
	鳴門市手をつなぐ育成会	副会長	玉関 文代
福祉施設関係者	社会福祉法人 大麻福祉の町 障害者支援施設 草の実学園	園 長	川崎 竜也
	きりん教室なると	所 長	椎野 栄
雇用促進関係者	特定非営利活動法人 J C I テレワーカーズネットワーク	理事長	猪子 和幸
	鳴門公共職業安定所	雇用指導官	八木 紀行
相談支援関係者	鳴門市基幹相談支援センター	管理者	益田 暁子
教育・保育 関係者	鳴門市小学校長会	会 長	阿部 孝弘
	鳴門市中学校長会	会 長	赤穂 英樹
	徳島県立板野支援学校	校 長	大塚 啓子
	社会福祉法人桜里音福祉会 認定こども園さら	園 長	木内 ちずる
福祉行政関係者	徳島保健所 こころの健康担当	課長補佐	三ッ川恵美子
公募市民			北野 愛子
公募市民			中村 友信

鳴門市障がい者計画
第7期鳴門市障がい福祉計画・第3期鳴門市障がい児福祉計画

編集・発行：鳴門市健康福祉部 社会福祉課
住 所：〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜 170
T E L：088-684-1145

発行年月：令和6年3月
